

平成18年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年3月7日（火曜日）午前10時開会

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆 一 君	4番	熊谷 隆 一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤 一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義 一 君	18番	高橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	高橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇 一 君	町長公室長	二藤 誠祥 君
総務課長	森川 福藏 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	深澤 章 一 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	中野 弘 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	深澤 廣 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 喜 一 君
出納室長	大澤 薫 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教育長	高橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	小松 清 君	幼児教育課長	泉谷 隆雄 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 武 藤 久 男

参 事 渋谷 新 一

局 長 補 佐 田 中 まき子

上 席 主 任 大 澤 修

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇ 武 藤 威 君

○議長（伊藤福章君） 9番武藤威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） おはようございます。9番武藤でございます。

今、水環境の保全対策が急務になっていると考えます。そういう中で教育長からは、水環境学習を通じて子供たちに水の必要さ、ありがたさ、この町に生まれてきてよかったと言えるような教育方針、それを目指した関係でいろいろと町ではやっておると思いますので、その辺をお聞きしたい。また、町長からは、水環境について広く町民から理解を得ながら、町としてこれからの考え方について伺いたいと思います。

ところで、人間ってわがままなもので、きょうのような天気には黙っておりますけれども、雨が降ればうんざりし、雪が降れば困った困ったの言葉でこの冬通してきましたし、また、暑ければ暑いと、寒ければ寒いと文句を言いながら毎日過ごしている生き物だと私勝手に理解しておるわけでございますけれども、ところが作物を一つの例にとってみても、雨不足、雪不足になれば作物が育たないし、暑くなければ実がならない、熟さない。また、リンゴのように寒くな

らなければ甘味が増さない、みつが入らないと。このように自然の恵みを、子供たちはもちろん我々大人たちにまで恩恵を忘れかけているような気がしてならないわけでございます。中でも重要なものは水でございます。水環境でございます。

ところで、水源のダムは真木ダムだけではないと思います。やはりこの美郷町ではあの東山でございます。奥羽山脈につながる大小の山々、太田境から横手境まで貴重な財産、宝を当町は持っておると思います。しかも、あの山々はただの景観だけでない。やはり緑の大きな大事なダムをこの美郷町では抱えておると私は常々考えております。そして、東山に降った雨また雪は、広葉樹を初め多くの草木また腐葉土に水を蓄えられ、我々にこれまで供給してきたわけでございます。ミネラルを含んだ我々の農業用水として、また生活用水、環境用水、防火用水、飲料水、各種の清水、さらには冬季間の消雪の役目を果たして、数多くこれまでこの地域に恩恵をもたらしてきてくれた貴重な財産でございます。中には「長者の山」と言うところもありますけれども、そういう意味では本当に宝の山だと私は思っております。

おかげさまで太田境本堂から土崎、安城寺通して、畑屋、六郷、仙南と数多くの清水が、私が小学校あたりのことを思い出せば本当にきれいで、それこそ当時こんこんと湧き出ると。もりもりと湧き出ておりましたし、我々もそれに口をつけて飲んだこともございます。中にはヨコエビやハリザッコなども泳いでおったのが、今日をつむっても今でも浮かんでくるわけでございます。

しかしながら、今、どこの清水を見ても、これとして口をつけたくないような気がする時代になってしまいました。これはやはり今国有林、民有林、また杉堀などの材木関係が低迷ということで山に手を加えられなくなったこともございますし、美郷町には一丈木、仏沢、瀧尻第一、第二そして仙南と、そのほか多くのダム、ため池等があるわけでございますけれども、それよりも何よりも我々の先祖が開墾ぐわ一つで切り開いてきた沢筋の田んぼ初め、あの田んぼはそういうダム、ため池の何十倍、何百倍という役目を果たしてきたわけでございますけれども、それが今減反減反でダムの役目も果たせなくなっているような状況でございます。

それに、あの山に降った雪や雨、日本の地形は急峻でございます。あの山に降り注いだ雨はあっという間に日本海へ、太平洋へと流れていってしまいます。しかも今圃場整備が進みまして三面舗装と。しかも、今の整備は昔と違って用排分離方式という中で、用水より排水がぐんと低くなっている。しかも一たんこうした水は何百メートル、何千メートル下でなければ使えないような状況になっております。

ところで、今、大変な現象が起きておるわけでございます。大仙市にあります自然科学という

会社もございますし、またほかの会社もございますけれども、そういう方々に聞きました。あの仏沢温泉の下を流れる川、あの水脈が大曲の深井戸とつながっていると予想されると。しかも、毎年のように水位が下がっている。その量が少なくなっていると。また、旧仙北町のボーリングをやっている社長に聞きましたら、ことしの冬は去年の冬より10メートルから20メートル、あるいはそれ以上水位が下がっているのではないかということをおっしゃっていました。

そして、この辺でもいろんな現象が起きておるわけでございます。水位も低くなっているし、水圧の低下、そして冬の、例えば六郷の町中の雪消しのあれがあるわけでございますけれども、あれも水圧が低くて、清水と町の見学者から、またほかの方からこれはしたため道路じゃないかというようなことまで言われるような状況でございます。

特に心配なのは消火栓です。今消火栓は、火事になって1本なら何とかかんとか火元に届くけれども、2本3本ととると、テレビのコマーシャルじゃありませんけれども、たららとっちゃうんです。役目を果たせなくなっている。ですから、これからは中流、下流地域の空き缶、ごみ拾い、環境整備はもちろん必要でございますが、やはり上流部の水の原点も含めて町長初め町民みんなが考えていかなければ、町の整備とか下流部は整備されていくと思えますけれども、それと反比例すると同時に今度はヨコエビやハリザッコどころかボウフラもわくような、名水百選という名前まで外されるような状況に持っていられるのではないかと。やはり我々は昔から守られてきた水を再認識しながら考えていかなければ、環境保全ができないのではないかと。

ところで、実は私ごとで恐縮ですけれども、七滝土地改良区というものが六郷にあるわけでございますけれども、これはこの5カ町村の人たちが昔から水源の森として山には杉を減らし広葉樹に切りかえながら水を守ろうという中でできた土地改良区でございますけれども、そこには今役場の協力もいただきながら都会から子供たちが、また大学生、大学教授等たくさん来ております。ことしの8月の例をとりますと、筑波市内から37の小学校の5年生の代表、大学の先生方総勢50名がブナの植林、そこに大きなブナがあるわけでございますけれども、そこまで登って、私には聞こえませんが聴診器を持ってきます。聴診器を持ってきてブナに聴診器を当てて、水の吸う音らしいんですけれども、ずっずつと聞こえるそうでございますけれども、そして、その下の腐葉土にさわって、ああ、水すもっているんだというような勉強をしに来ております。

ところで、その前には私一緒に登ったときもでございますけれども、その子供たちに聞きました。水は蛇口をひねれば出ると思ったと、こうしてみんなで守ってきたんだなということで、逆に私がその子に本当に关心させられました。

そういう反面、昨年ですけれども、六郷の、六郷と言っては悪いですが、地元の子供に

この清水、水きれいだが、飲まれないかもしれない。どこから出ているんだろうなど。ああ、あれはあそこさ穴掘ってせきの水を入れて、それを持ってきて出ていると。確かにそれもそうだと思いますけれども、果たしてこういう教育でいいものだろうかどうかと私疑問に感じたわけでございます。

こうした体験は現在のところこれまでこの近くを含めて、元の千畑地区のときにも教育委員会、町長にも言った経緯がございますけれども、ああ、そのうち考えなければいけないと言ってはくれましたけれども、これまで現在のところ2校あるいは3校にとどまっているような状況でございます。果たして清水のまち、水のきれいなまち、自然が豊かなまちと誇れるような子供たちの教育に対してこれが本当かどうかと。そこで私はちょっと疑問に思うわけでございます。

そこで、例えばあすを担う子供たちに再認識の機会を与えるという意味で、失いかけている自然に対する関心を深めて、ふるさとを愛する心を養う総合訪問学習とか、歴史をひもときながら山は保水の役目をし、水田を潤し環境保全の役割をしてきたと。ダム、ため池は大雨どきの洪水を一時的に貯水して防災の役割を果たしてきたと。せきは生活用水として、また清水など地域住民の貴重な財産としてなど、そういうことを再認識してもらおうと。そうした中で、やはり土地改良区施設の役割を知っていただきながら、農業施設めぐりなどもよいと思うし、農業体験を通して親子の触れ合いの中で農業の大切さ、水の大切さを知ってもらうのもよいと思います。

実は、一般質問の通告要旨を午前中に出して、午後には大曲で仙北地区の土地改良区の会議がございまして、ここの中村美智男議員また助役も参加されました。その際、稲川の町で取り組んでいる体験発表がありまして、そこでは農業委員会初め、老人クラブ初め、町当局初め、土地改良区初め子供たち、親たちこぞって水環境を守るという事例発表が行われました。私は大いに感動しましたし、ほかの参加者もうなずいている方がたくさんございました。

そういう中で、ここでも例えば子供たちに標語の公募も一つの試みではないかと思うわけでございます。例えば「緑の力で水質浄化」とか、「住む人の心も映す環境保全」とか、「いつまでも守り続けよう郷土の宝」、こういうものが本当に貴重な財産となると思います。そして、町中に堂々とその標語を張り、ポスターを張り、清水の周りでもよいと思います、お互いにその辺に住む人、また観光客もそういう気持ちになれるようなことをしていくべきではないかと。

それから、こういうことを言っても簡単にはできないかもしれませんが、やはり町民こぞってやればせめて昔を取り戻すことができる。本当の意味でのきれいな清水、きれいな環境を我々が後世に残すことができる。それが現在我々の、一時的なことですけれども、役目ではないかと思われるわけでございます。ですから町長からは、例えば各集落に流れている用水路がたく

さんあります。ほとんど三面コンクリ舗装の用排水路でございます。やはりそういう面も上流部に、何と言えいいですか、底辺に砂利を敷くとかして自然とろ過されていくような、そういうこともあると思いますし、そのほか何か考えていることがあると思いますので、あったらお聞きしたいと思います。

ところで、最後になりますけれども、皆さんに実はこのファックス、けさ出てくるとき来た、でえっとされてきて、今ちょっと見たわけです。随分長いものだなと思ってその一部をやりましたけれども、実は先ほど話しましたけれども、大曲のある会社の地質部というところの、長年の友達ですけれども、その人にこの地形何となっているかなとずっと前に聞いたんですけれども、けさ来たんです。もっと早く来ればいいんですけど、それで一部皆さんにご紹介しながら、町長にもご紹介したいと思います。

奥羽山脈から洪水のときの多量の土砂が流れてきて、雄物川がもっとずっと手前だったそうです。これはずっと子供のとき学校でも習いましたけれども、六郷の場合は扇状地が2回になってきたそうです。それで、雄物川がずっとあっちに押さえられたというようなことでございます。

それより何より皆さんにお配りしましたのは、断面図とでもいいですか、そのような形でございますけれども、これが千屋扇状地、六郷扇状地、それから仙南の扇状地といろいろあるようなわけですけれども、そういう中で岩盤が逆にこうなってちょうど大曲の岳のちょっとこっちあたりが深い岩盤だそうです。ですから、横手盆地はいわゆる水がめみたいになっていると。ところが仙南あたりから粘土系が流れているためにこの辺がこうなっているらしいんです。ですから、そういう中で上流また山に手を加えれば本当にもとに戻されるものではないかなと、私専門家でありませんのでわかりませんが、それを含めてみんなでこれからやっていかなければできないと思うわけで。

あと8分しかありませんので聞く時間がなくなりますので、言いますけれども、ただ、最後に言いたいのは、きょう六郷の七滝の土地改良区の事務長も来ておりますので、ちょっと一言触れておきたいと思います。こうしていても最高いいことを言うんです。会の言葉に「環境の保護・保全はとても難しいように思われる。しかし、それは実は身近なことであり、先人が嘗々と誓ってきた以前から豊かですぐれた環境に感謝する気持ちから始まる」と。これ子供たちに最初に出す言葉なんですけれども。そういう中でそういう保安林を守っていくことは地域の環境と水体系を守ることに繋がると。使命の源、地道な活動を続けていかなければいけないのではないかと。

実はこういうところでこういうことを言って悪いんですけれども、その土地改良区も仙南、六郷、各土地改良区がありますけれども、実は私ごとですけれども、やはり原点に戻らなければで

きないということで、これまで合併協議会で土地改良区が合併を進められておりますけれども、合併協議会から離脱しました、昨年10月。やはりこの地域はこの地域の土地改良区しか守っていけないということで、仙南、六郷とスクラムを組んで頑張っていこうという決意で離脱し、そして自然を守っていこうと約束をし、その地域のまた協議会をつくりました。

以上です。答弁をお願いします。（「あと6分しかないな」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、武藤議員のご質問にお答えいたします。

なお、環境保全に関する子供たちへの学習のご質問については、後ほど教育長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

農村が有する自然環境、とりわけ水環境の保全は農業の持続展開や多面的機能の健全な発揮、さらには生活全般にゆとりや安らぎを与えるなどの意味において、議員同様大変に重要であると私も認識しております。国においては、平成19年度から始まる経営所得安定対策等大綱の中で農村環境の良好な保全を図るために、農地・水・環境保全向上対策を推進し、非農家も含めた地域ぐるみの住民参加型活動を通じてこれらの問題に取り組んでいくこととしております。町ではこうした対策を皆さんから理解していただくために、これまで品目横断的経営安定対策とあわせて内容等を説明してきておりますが、水環境の保全について意識が深まり、積極的にそうした環境保全活動が展開されるよう期待しております。

さて、議員からのご提案のありました標語の募集等については、各団体との連携を図った上で重要な啓発活動の一つであると認識しておりますので、まずは土地改良区が既に取り組んでいる21世紀土地改良区創造運動の中でこうした活動が展開できないか、土地改良区と協議してまいりたいと存じます。こうした取り組みは何といたっても土地改良区等の連携が重要ですので、土地改良区の主体的なご協力をいただきたいと思いますと考えている次第です。

また、水路の改修工事についてですが、これまで敷設されております三面コンクリート水路の農村環境や自然生態系への影響など勘案しまして、現在町内で実施されている事業では、自然環境に配慮して一部環境保全型排水フリームを使用している例があります。また、既に終了している工事では、石積み水路を整備して生態系に配慮した事例もあるところです。最終的に管理の問題がありますので、事業主体やあるいは管理主体の考え方が重要ですが、こうした取り組みはできる範囲の中で町民理解のもとで取り組んでいただきたいと思いますと考えております。また、できる範囲の中で町としても当然支援策を講じてまいりたいと思います。

なお、町としては、来年度水環境保全を推進する観点で、上流域においては山間地などで不法投棄を防止する目的で不法投棄監視・清掃ボランティアの募集などを、ボランティアの活動などを実施することとしておりますし、そうした活動には町民こそって参画していただき、意識向上並びに具体活動を活発化させていただきたいと考えております。また、中・下流域では上下水道事業の推進や河川の環境保全活動を推進し、具体的水環境保全に資するとともに、広報や美郷フェスタなどの機会を通じて意識啓発に積極的に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 次に、教育長、登壇願います。教育長。

（教育長 ・ 橋福雄君 登壇）

○教育長（高橋福雄君） ただいまの武藤議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

教育委員会では、ふるさとを題材にしました社会科副読本を活用し、環境教育の一環としてふるさとの学習の推進に努めております。この中には議員ご指摘の自然環境、歴史、水環境、水田の広がり、土地改良区の役割などが紹介されております。これまでは旧町村の副読本を暫定的に使用しておりましたけれども、子供たちに郷土を深く理解してもらうために、新たに「私たちの美郷町」という副読本を現在編成作成中であります。新年度より学習素材として積極的に活用する予定であります。美郷町としての水環境保全、農業、商業、工業などの地域の資源やふるさと美郷探検マップなどが盛り込まれた内容となっております。

また、総合的な学習の時間においては、郷土の自然や文化、人々の営みなどをテーマにしてさまざまな体験学習を実施しております。具体的な取り組みといたしましては、水田を借り受け全校で稲作体験活動を行ったり、学校農園にサツマイモ、トマトなどを植えついたり、農業体験学習を実施しておりますし、清水やイバラトミヨの生息状況を調べる、いわゆる調べ学習などを行っております。子供たちがこのように全身で感じ取った体験学習は、次代を担う人材の育成につながるものと思っておりますし、環境保全の大切さを考える上で大きな効果があるものと考えております。今後も地域の皆様のご協力をいただきながら、農業体験、自然観察学習などを組み込んだふるさと教育、環境教育を積極的に推進してまいりたいと存じておりますので、議員のご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 9番、時間がまいりましたけれども、9番。

○9番（武藤 威君） 私の時間の使い方が下手で、ちょっとありますけれども、またの機会に聞きますので、時間が来ましたので終わります。

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

◇ 飛 澤 龍右工門 君

○議長（伊藤福章君） 次に、20番飛澤龍右工門君、登壇願います。20番。

（20番 飛澤龍右工門君 登壇）

○20番（飛澤龍右工門君） 20番飛澤でございます。

2点について一般質問をいたします。町長の答弁をお願いいたします。

町長は、17年度施政方針に、合併によって地域間の調整を重視しながら差異のない町づくりに取り組むことを示しております。今17年度が1カ月で終わろうとしている中で、私はまだ差異があると思われます。もう少しでかゆいところに手が届きそうでなかなか届かないといったところが現実なような気がします。その反面、単独町村のときは費用等が高額なため工事ができなかったところが、合併したことによって工事等いろいろなことができていることが目に見えてきています。このことは合併のメリットと考えております。また、今冬は降雪が例年になく早く、初雪以来毎日のように除雪が余儀なくされてきた状態でございます。でも、合併によって除雪機能と技能の充実に努めていただき、豪雪と言われたことしの冬は町民の皆様からは好評だったと思われます。町長初め職員、技能者の皆様には敬意を表したいと思ひます。

さて、町政運営について今日まで地域住民から町に対して要望されていることが多々あると思われますが、今定例会18年度予算において取り組みできなかった要望に対しては、町としてその地域に向いて、町長が示している地域との融和という形で住民とよく話し合いをして、今後の対策として最もベターな進め方を説明していく義務があるのではないかと思ひますが、町長の見解をお伺ひいたします。1点目よろしくお願ひします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 飛澤議員のご質問にお答ひいたします。

新町が発足して以来、地域住民の皆様や町内外の各種団体から110件を超える陳情、請願及び要望等をいただいておりますが、これらのうち住民、行政区、自治会などから提出された道路や街灯の整備などに関するものは約半分の60件程度です。いずれも生活に密着した内容であり、要望が提出される都度、担当課において速やかに現地を確認し、必要に応じて周辺住民からの聞き取り調査を行っております。その上で対応を検討し、実現可能なものから順次対応しております。

特に住民からの要望については、平成18年度予算を執行することにより約6割について対処できる見込みとなっております。しかし、内容によってはあらかじめ地域内の住民のコンセンサスが必要なもの、国・県やほかの公的機関との協議が必要なもののほか、財政上の理由から後年度の実施予定となるものもありますので、この点についてはどうかご理解をお願いいたします。

また、中には地域の自助努力によって課題を解消していかなければならない要望等も散見されますので、このような場合は担当課が関係者との話し合いを通じて指導や助言を行っております。いずれ要望についてはケース・バイ・ケースの対応となります。それぞれにおいてふさわしい対応をとっていくように努めてまいります。しかし、その要望のすべてが住民との話し合いで煮詰めていけるものでもないことにどうかご理解もいただきたいと存じます。今後とも速やかに現状を把握して、地域の声を踏まえながら対処方針を検討し、地域の皆様に対応方をお知らせしていくように努めてまいりたいと存じます。

なお、新年度も行政座談会の開催を予定しておりますので、こうした機会もお互いに利用し合いながら活用してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 20番飛澤龍右工門君の再質問を許可します。

○20番（飛澤龍右工門君） 今トリノのオリンピックも終わって10日ほどたちますが、競技の始まる前は、やはり国民の皆さんは果たして日本の選手はメダルがどれくらいとれるのかなという期待感で、私どももテレビ等で視聴してまいりましたけれども、結果的には1個という数字でございました。やはり行政の中身においても、要望等を出している地域によっては非常に期待しているところもあると思います。そういう中身で今質問いたしましたけれども、町長が示している地域と融和そして前進という意味で、先ほどの答弁は非常にありがたく思っておりますけれども、行政と地域の一体感を高めるためにも今後の話し合いが必要なものと思っておりますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。答弁は要りません。

それでは、2点目に入ります。

2点目は、六郷西部地区基盤整備の延長についてでございます。

今現在、至るところで19年度農業対策について、六郷地区でも地域座談会が開かれております。その話し合いの中で、19年度以降の対策に対応していくためにはどうしても基盤整備が必要不可欠という話がなされてきたようにうかがわれます。私が今さら言うまでもないけれども、美郷町において六郷地区が一番施工率が低いことは、町長初め議員の皆様もご承知のとおりでございます。今ここにきて私から申し上げる立場ではないかもしれませんが、このような話し合いが出て

きたということは、今後の農業に対してよい方向へ可能性が出てきたということだと思っております。

そこで、17年度6月定例会において、基盤整備に対する今後の支援のあり方が答弁されております。今、六郷地区では仙南、千畑地区より担い手の人数がどうしても少なくなってきております。今後の農地を守っていくためにも、基盤整備とともに町の支援を今の形で継続していただくことを願うものでありますが、町長の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。登壇願ひします。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 六郷西部地区の基盤整備延長についてですが、平成19年度から始まる経営所得安定対策等大綱を推進する上では、農用地の基盤整備状況は大きな要因の一つでありまして、担い手が地域の農業をリードしていくことを考えた場合、基盤整備の進捗率が高いことは農業の効率的かつ安定的な経営のためには重要な要素であると認識しております。今後新たに圃場整備を推進するためには地域の合意形成が不可欠であって、地域からの事業説明等の要請があった場合は、町では県及び関係農業団体と連携しながら、事業採択の条件などの説明や地域の实情に合わせた指導等に努めてまいりたいと考えております。

事業に対する町のかさ上げ助成については、計画が既に策定されている地区についてはこれまでの経緯を踏まえて従前の補助を継続してまいりますが、今後新たに計画される地区につきましては、農業や農業施策を取り巻く環境変化、県や町の財政事情等を踏まえ、その時点で論議、検討してまいりたいと存じますので、ご理解お願ひ申し上げます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 20番、再質問ですか。（「はい、よろしくお願ひします」の声あり）

○20番（飛澤龍右工門君） 今回、六郷土地改良区において、今後の圃場整備についてというアンケートがなされました。実はその結果を改良区から借りてきましたけれども、やはりこの中で圃場整備する場所によってはいろんな差がございます。でも、回答の中身を見ますと、いろいろな形で回答が違っております。その対応策としては、町の助成がどれだけ今後継続されるかということが一つの回答でございました。今の町長の答弁によりますと、この後の議論によってどういう形に助成されるかということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今後の19年度対策、それ以降の農業に対してはやはり基盤整備がこれからは絶対というくらい必要なものだと思っております。

先ほど武藤議員も申しましたけれども、先般、2月22日でございましたけれども、土地連の主

催による仙北支部土地改良区研修会という形で講演会が行われました。その講演会の中身は、今秋田県において基盤整備が進んでいないところは、県南地方が第1位だということでした。やはり経費の問題が一番かかってくるのではないかなと思っている次第でございます。そういう意味からまして、今後いろいろ財政が厳しくなっておりますけれども、美郷町は第1次産業の農業がトップでございますので、そういう意味からまして、今までどおりの条件をどうかひとつ満たすことのできるような議論になってもらえば大変ありがたいものだと思っております。

以上でございます。もう一度、同じ答弁になると思いますが、よろしく願います。

○議長（伊藤福章君） 町長。

○町長（松田知己君） 先ほど答弁させていただきましたが、議員もご承知のとおり、農業を取り巻く環境というのは大きな変化を遂げようとしております。また、農業施策についてもそれを踏まえた大きな転換期にあると認識しております。さらに、県におかれましても、これまでの補助事業に対する補助のあり方といったものを平成18年度から変えるというふうな情報もあります。したがって、町としてもそうした町以外の農業を取り巻くさまざまな環境の変化をとらえなければならぬというふうに認識しております。

さらに、町の財政事情の部分を話しますと、議員もおわかりのとおり、三位一体改革の推進、その中でとりわけ中央交付税削減に対する我々市町村のダメージの大きさ、それを考えた場合に、歳出の中において地域のバランスをとりながら一定の社会資本整備を推進するためには、当然一般的な財政のことを考えた物の考え方、取り組みをしなければならないということでありますので、議員にはその計画がきちんとした形でまとまったその時点で町として論議し検討したいということですので、どうかご理解をいただきたいと存じます。（「終わります」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これにて20番飛澤龍右工門君の一般質問を終わります。

◇ 中 村 美 智 男 君

○議長（伊藤福章君） 次に、7番中村美智男君、登壇願います。7番。

（7番 中村美智男君 登壇）

○7番（中村美智男君） 私の方から2問ほどご質問させていただきたいと思っております。この質問は合併前に一応、類似した質問もございまして、これ住民の要望ということで再度質問させていただきたいと思っております。

最初に、少子化と縁組対策ということでございますけれども、このごろ新聞紙上に数多く出ている少子化問題であります。秋田県の婚姻率や出生率が全国最下位というような状況の中にあります。また、美郷町の将来を見据えた上でも、縁組、少子化問題が非常に重要な課題になってまいっていると思っております。

また、人口減少に歯どめがかからず激減していく状況の中で、美郷町の人口の推移を見ましても、10年後には人口が2万人を切るというような非常に少子化、人口減少が続くようになっております。特に年少人口が2,000人という少子化になる予想もされておりますが、将来この生産労働人口の減少によりまして、美郷町全体の先細りを意味する少子化問題が目の前に来ているところであります。今からこの少子化対策に歯どめをかけなければ、町のさまざまな分野への影響が大きくなり、活力が奪われる状況になると考えておるところでございます。

私は、この少子化を考える上で、この原点は縁組あるいは結婚問題でもあると考えているところでございます。また、子育て支援策にはいろいろ町でも施策を講じているわけでございますけれども、この縁組問題を重要課題と位置づけながら、行政としてももっと力を注いでいくべきではないかと私ども考えているところであります。

今、町でも出会いの場創出事業ということを進めているわけですが、11月に行われた中では40人の参加ということで、非常にいい方向に進んでいるような状況にありますけれども、まだ具体的な状況があらわれていないというのが現況じゃないかと思っております。町としてももっとカップル誕生につながる施策を施しながら進めていっていただきたいということでございます。また、今国でも少子化担当大臣を置き重要施策としている中でございますので、美郷町でも改めて、前は農業委員会に結婚相談員がございましたけれども、これもなくなりました。改めて町として結婚相談員の委託あるいは縁組を含めた少子化対策室等々を設けながら、早期にこの少子化対策に歯どめかけるべきと思っております。町長の考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

結婚問題や少子化問題は町としても大きな課題として位置づけており、そのため出会いの場創出や子育て支援に係る各般の施策を鋭意展開していることは議員ご指摘のとおりです。結婚問題については、以前、旧町村で議員ご指摘の結婚相談員を配置して取り組んでまいりましたが、相談員の方々の高齢化や個人情報保護の問題、さらには結婚適齢期の方々の縁組活動に対する意識

の変化などを勘案し、合併に伴い廃止した経緯があります。したがって、現段階では結婚相談員制度を復活させることは考えていませんが、今後とも出会いの場創出事業での機会や、あるいはジャズコンサートなど、男女の出会いにつながる機会創出には意を払ってまいりたいと存じます。

なお、今年度スタートさせた出会いの場創出事業は、イベントなどを通じて男女の出会いの場を創出し、交際のきっかけを見つけてもらいたい趣旨ですので、お見合いのように結婚に直結する直接的な出会いではないことにご理解をいただきたいと存じます。

また、少子化についてその背景が複雑多岐にわたっておりまして、一筋縄では解決しないと理解しておりますが、まずは産み育てやすい環境をできる限り整備することでその歯どめをかけたらいと思ひ、幼児教育課を主体に施策展開しているほか、住民生活課等においてもその環境整備につながる取り組みを実施しているところです。

子育て支援対策については、ご承知のように各市町村でそれぞれの特徴を持って実施しておりますが、少子化対策室の設置については、市町村においては全国的に余り例がありません。今後数少ない事例の調査などを通じてこうした取り組みの評価をまずは把握してまいりたいというふうに思います。まずは雇用の場の創出あるいは男女共同参画の推進などの視点も加えまして、総合的に施策展開し相乗効果をもって人口減少や少子化傾向に歯どめをかけてまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 7番中村美智男君、再質問許可します。

○7番（中村美智男君） 今町長からいろいろ答弁がございましたけれども、結婚相談員の設置は考えていないということの答弁でございますけれども、この前、創出事業に参加している男性の方といろいろ話す機会がございました。そういう中で、実は30代のころはそのうち相手が見つかるだろうと、簡単な、安易な考えでいたところ、40代になってしまったらもう焦りなったということございまして、この創出事業にも参加している中で、今メールでやりとりするぐらいまで進んだけれども、年に1回か2回じゃちょっと足りない過ぎると。何かあったときにはすべてに参加したいというような要望がございました。これももっともっと取り入れるべきではないかと思うところでございます。

それから、少子化対策室も今のところ考えていないということでございますけれども、美郷町は秋田県1番の合併の町でございますので、秋田県1番の対策室設置町ということでも結構じゃないかと思うんですが、その点について簡単でいいんですが、答弁願いたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 出合いの場の創出については、先ほど答弁いたしましたとおり、極力機会を創出していくように意を払ってまいりたいということですが、基本的に結婚は個人の意思でありますので、個人が主体的に、能動的に動かなければ、手とり足とりという世界ではないと私は理解しておりますので、個人の頑張りに期待したいというふうに思います。

それから、少子化対策室についてですが、少子化を取り巻く環境というのはさまざまな背景があると私は思っておりますが、その背景を一つの課にまとめることで行政全般の推進に複雑な関係を来さないか。つまり少子化の背景の一つに、産み育てやすい環境の未整備あるいは十分な整備がないといった場合に、既存の課が行っているさまざまな事業の部分を切り取ることができるかというふうな議論もありますので、先ほど答弁をさせていただいたとおり、数少ない事例をまずは調査させてもらい、その設置しているところがうまく機能しているかどうかを把握した上で検討して是非を決することがよろしいと私は認識しておりますので、まずは調査させていただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 7番中村美智男君。

○7番（中村美智男君） 次の質問に入る前に、できるだけ調査をしながら少子化対策に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、第2問目でございますが、堆肥センターと生ごみ処理施設ということでございますが、今非常に農業は米価の低迷の続く中で、米依存から園芸作物を導入しないと農業経営が成り立たないというような状況でございます。そういう中で、今年度着工予定となっております堆肥センターの建設計画は、畜産農家の環境条件の改善と有機質的機能を還元していくという形の中で、非常に消費者ニーズに応じた安心・安全なこだわりのサービスの生産販売ができるということに対して非常に寄与する循環型施設と思っているところでございます。

また、近年、生活水準が非常に高まってまいりまして、非常に増加しているのがごみの発生量であります。この処理に係る経費は非常に財政にも負担がかかって、年々ふえている状況下の中です。特に可燃物の中の3割を占めるのが生ごみ処理に係る経費だと思っておるところです。このごみの減量化を含めた中で循環型社会の実現のためにも、今堆肥センター建設と併設した生ごみ処理施設の導入も考えられないかという質問でございます。実は生ごみを堆肥化にして再資源化にすれば、環境事業組合の経費の節減等々可能ではないかと思っているところでございます。また、今後家庭系ごみ処理の有料化等も考えているような中で、住民負担の軽減につながるかと思うところでございますが、ごみ処理施設を建設して生ごみも堆肥化にしたらどう

かという質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 堆肥センターと生ごみ処理施設についてですが、議員ご指摘のとおり、町の家庭系一般廃棄物の搬出量は16年度に対して約 2.6%増加となっております。その中でも可燃ごみについては総排出量の約80%を占め、その中でも生ごみは約30%を占めておりますので、これらを抑制することはごみ全体の減量化を図る意味で非常に重要であると考えています。

現在、町から生ずる一般廃棄物については、既に大仙美郷環境事業組合で建設したクリーンセンターでごみの種別に応じて焼却処理、資源化、埋め立て処理がなされており、従前に一部事務組合の旧構成10市町村で収集形態や処理方法について協議を重ね、現在の施設建設に至った経緯があります。こうした背景を踏まえた場合、議員のご提案の堆肥センターへ生ごみ処理施設を併設することは現段階では難しいものと存じます。さらに、生ごみの堆肥化については堆肥の品質、成分の安定化などの課題もあるところです。

しかし、生ごみの再資源化についてはその重要性は認識しているところでありますので、まずは循環型社会形成の一助として町で実施している各世帯の生ごみ処理器設置への助成を継続実施し、その普及拡大を図るなど今後ともごみ減量化と生ごみの資源化に向けた取り組みを住民の協力のもとに進めてまいりたいと考えております。また、住民の認識を深めていただくための普及広報活動も図ってまいりたいと存じます。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 中村美智男君、再質問ですか。許可します。

○7番（中村美智男君） 今、町長からいろいろ答弁いただいたわけですが、生ごみを堆肥化にするというのはそう難しい問題じゃないと思います。ということは、なぜ今堆肥センターと生ごみの問題を出したかと言いますと、平地であればなかなか生ごみ処理の建設場所が見当たらないというのが現状かと思えますけれども、今年度建設予定の堆肥センターの周辺は町有地にもなっていると聞いてございます。そう大きな建物も必要でないと思えますし、将来を考えたトータルコスト、例えば現在家庭生ごみ処理器に補助を出しているわけですが、現在の普及台数で 110台、10年後には 410台という数にしたいというように総合計画の中に出ております。これは確かに私も反対ではございませんけれども、最終的に 410台そろえた場合は 2,050万円近くかかると。その中でこの生ごみ処理器の耐用年数はどれほどなのか私わかりませんが、そういったことを含めてトータルコストを考えた上で今後考えたらどうかというわけですが、

簡単な答弁で結構ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

- 議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（松田知己君） 技術的な側面もありますので、農政課長に答弁させます。
- 議長（伊藤福章君） 農政課長。
- 農政課長（深澤 廣君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在予定しております家畜の畜糞の堆肥センターは、家畜の排泄物だけを想定して計画しております。生ごみも含めてという処理であればよかったですでしょうが、それを含まずと経費的に膨大な金額になると聞いております。それに、生ごみの場合は、先進した処理施設へ行って聞いてみましたところ、生ごみといってもビールの王冠とかスプーンとかいろんなものがどうしても混じってしまうために、いろんな設備投資をして建設しなければならないということでした。そういうこともございましたし、それからもう一つ想定されることは、今広域で対応してございますが、もし美郷で対応するとなれば、広域を脱退して独自に建てることになりませんが、そちらの方の兼ね合いも十分必要になるのではないかと思います。

それから、コストの分ですが、畜糞の場合は量的に十分できると想定しております。そういうことで試算してございますが、生ごみの場合は処理前は大分な量になりますが、処理後にはもうほとんど量がない、そのような形になると思います。果たして経費的に間に合うかどうか。建てるのであればいずれ独立採算が望ましいし、毎年莫大な経費を投入するわけにはいきませんので、そこら辺のチェックがきちとなされた上でなければできないと思います。結論としては施設が稼働した場合、毎年応分の経費負担が生じると考えてございます。

- 議長（伊藤福章君） 再質問ですか。7番中村美智男君。
- 7番（中村美智男君） 今、農政課長がおっしゃいますけれども、これ例えば生ごみ処理施設を建設したから環境事業組合を脱会しなければならないということはないはずなんですよ、これは。全面的に美郷町が可燃ごみを出さないとなれば脱会になるけれども、町内の生ごみ処理だけで事業組合を脱会させるということはまずないと思いますが。

それと、今聞いた答弁にないんですけども、生ごみ処理器の耐用年数はどの程度に見ているか、それで最後にします。ひとつお願いします。

- 議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。
- 町長（松田知己君） 広域の脱退については、議員ご指摘のとおり、生ごみ処理器でどの程度美郷町内から排出される生ごみを処理するのかによって、全量処理するかないかで脱退か脱退でないかという話になるかと思いますが、いずれ全量というのは現実的に無理がありまして、一部

という話になった場合、大仙美郷環境事業組合での維持経費、償還経費のほかに生ごみ処理施設の維持経費、償還経費の二重にかかることとなりますので、その点はやっぱり考慮が必要だろうというふうに思います。

それから、生ごみ処理器の耐用年数については所管であります住民生活課長から答弁させます。

○議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

生ごみ処理器につきましては、現在設営費の助成ということで進めております。耐用年数ということでございますけれども、私は個人的には補助制度が始まる前、単独で設置したわけですが、個人的な管理等の問題もあると思いますけれども、私今現在使っているのは8年ぐらいになりますけれども、非常にごみ処理の上では助かっておりますし、維持管理の面から考えますと、大事に使っていただければ10年以上はもつのではないかなというふうに、私の考え方ですが、けれども。

○議長（伊藤福章君） 7番。

○7番（中村美智男君） 以上で質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで7番中村美智男君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。

（午前11時09分）

○議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午前11時19分）

○議長（伊藤福章君） 先ほどの7番中村美智男君の質問、答弁について、町長より申し出がありますので、これを許可します。町長。

○議長（伊藤福章君） 答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど中村議員に、生ごみの処理について全量か否かによって大仙美郷環境事業組合からの脱

退云々と言いましたが、そもそも大仙美郷環境事業組合では、可燃ごみ以外に不燃ごみ、資源ごみも取り扱っておりますので、どういう形態であるにせよ、美郷町が独立ですべてのごみ処理を個別完結することができる以外は脱退できませんので、どうか答弁を訂正させていただきたいと思います。済みませんでした。

◇ 吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君登壇願います。16番。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 一般質問をいたします。

2月21日、気象庁はこの冬の大雪を「平成18年豪雪」と命名することにしました。町としても「顕著な災害」として認識し、検証を重ねて今後の町づくりに生かすべきと考えます。その観点から次の3項目を質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず初めに、今回の豪雪の被害状況をお伺いし、罹災者への救済手段を講じるかどうかをお伺いいたします。

美郷町内での人的被災や家屋、農業施設、果樹などの被害状況はどうだったでしょうか。また、町には災害に被災した町民を救済する条例が幾つかありますが、今回の豪雪による罹災者は美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例などに適応するのでしょうか。そして、適応するなら、条例に当てはまらない小規模な罹災者へもこれらの条例を拡大適用する考えはないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

次に、地下水の保全管理についてお伺いいたします。

今回の豪雪では、初雪以降の連続した降雪で地下浸透する水量が減少し、またこの二、三年で普及した散水ホースなどの消雪で地下水の揚水量が増大したと思います。この水の浸透量と揚水量のバランスが崩れた結果、久々に六郷湧水群を代表する台所清水が枯渇し、家庭の井戸枯れも目につきました。

地下水の保全管理については、美郷町総合計画にもうたっていますが、冬期間の揚水量は今後ますます増加することが予測され、町では冬期間に有効な人工涵養システムの構築が必要と考えます。

また、地下水涵養に使用する水は、丸子川の水を取水した七滝土地改良区の用水を使用していますが、本当はその水も激減したと聞きます。その対応として、緊急時「六郷砂防ダム」を放水

し活用できないでしょうか。

そして、温かな地下水は消雪に有効で規制するものではありませんが、不必要な出しっ放しなどむだ遣いも目につきました。町民が地下水を地域の宝と受けとめ「守り育てる意識」と「大切に使う配慮」が必要であり、町はその啓蒙を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

私の一般質問の最後に、今冬の除雪体制の評価と問題があった消雪道路の改良についてお伺いいたします。

今回の豪雪に対する除雪体制は、非常に迅速できめ細かく、昨年度の反省を生かした対応を評価いたします。特に的確な状況判断での除雪から排雪への体制転換は住民にとってありがたいものでした。しかし、六郷地区の旧角六線の消雪道路については、改良・改善すべき点があったと考えます。

この消雪施設は、まだ県道だった昭和46年ごろに敷設され現在に至っています。交通量が多い主要道路ですが、南北に位置して側溝が流れず、市街地で雪捨て場も少ない状況を勘案し敷設されたと考えます。しかし、6カ所のポンプ施設は現在老朽化し、揚水能力の低下と冬期の地下水位の低下により十分な能力を発揮できません。また、道路の形状もでこぼこで夜間の散水後、道路が氷の洗濯板に一変します。今冬の豪雪ではグレーダーによる除雪作業も行われましたが、道路中央に突起した消雪ノズルを引っかけないように慎重な作業だったと推察します。

今後もこの路線の立地状況から、散水での消雪とグレーダーを併用した除雪体制が必要でしょう。しかし、そのためには次の4点を改良・改善すべきと考えます。

まず、夏場でも邪魔と思える道路面から突起した散水ノズルは、グレーダーで除雪しやすいよう交差点に設置したような道路面と同じレベルのものに全線改良すべきです。

次に、下水道工事などにより路面がかなりでこぼこになっていますが、散水した水が偏らないよう再舗装し勾配を均一化すべきです。

また、地下水をくみ上げる井戸の深さは60メートルあります。しかし、ストレーナーは27メートル付近にあり、老朽化で揚水能力が低下しているものの、フル稼働時は付近の家庭の井戸へ影響を及ぼします。この水源を市街地住宅に影響しないよう西部の郊外に新設すべきです。

最後に、今後行われる側溝工事は、勾配や深さ、東西に流れる側溝との連携に配慮して、将来的に流雪溝や融雪溝として使用できるよう全体計画と年次計画を立てながら行うべきです。また、その水源は消火栓の水や清水のポンプアップが可能な設計とすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇をお願いします。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の適応についてですが、昭和48年以来の大雪で住民の方々は除排雪に大変ご難儀されたとお察しいたしております。また、罹災者や被害者の方々に対しましては心よりお見舞いを申し上げます。

さて、議員ご質問の豪雪による被害状況についてですが、3月6日時点で、施設関係では農業用パイプハウスの全壊が2棟、作業小屋の倒壊が1棟、倒木及び落雪による車等への被害が13件、除雪作業中の負傷が9名、雪おろし及び除雪作業中の病気による死亡が2名となっております。

次に、罹災された方々に対して美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例は適用するかのご質問ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠するとともに、消防庁防災課の考え方を考慮しますと、今年度の豪雪による被害は適用外とすることが妥当と判断しております。また、これらに当てはまらない小規模な罹災者への拡大適用についてですが、あくまで国の考え方や条例の規定に準拠するものとし考えておりませんので、ご理解をお願いいたしますと存じます。

さらに、町ではこのほかに美郷町小災害罹災者に対する見舞金交付要綱を制定し、異常な自然災害により不可抗力のうちに罹災された方々に見舞金を交付することとしておりますが、今回発生した雪おろし中や除排雪作業中の死亡や事故は支給対象外となります。あわせてご理解いただきたいと存じます。

なお、町ではこうしたケースに対応する交通災害及び不慮の事故共済を取り扱っておりますが、こうした事故を踏まえ、今後加入促進に努めてまいりたいと存じます。

次に、地下水の保安全管理についてですが、ことしの冬は早い時期での降雪及び根雪によりまして雨水の地下浸透量が少なく、また、議員ご指摘のとおり、消雪等による揚水量の増加によって例年とは違った状況であったことはご指摘のとおりと認識しております。現在、地下水の涵養対策として町内では4カ所の地下水涵養池を設置・管理しております。その注水には土地改良施設である関田分土工を起点とした農業用水などからの配水を利用しておりますが、まずは現在の体制を適切に維持することを第一にとらえ、またその上で、ことしの例外的な気象を踏まえ、仮に地下水量を確保するための涵養池を増設するとすれば、新たな用水確保が必要です。用水を管理している土地改良区との協議で、まずはその見通しについて検討したいと存じます。

一方で、揚水量を抑制することが枯渇にも直結いたしますので、後段でも触れますが、揚水量

を抑制するような、あるいは節水するような働きかけというものも重要であるかと思えます。意識啓発に努めてまいりたいと存じます。

それから、議員ご質問の六郷砂防ダムの緊急時における放水ですが、砂防ダム本来の目的は土砂をため、河床の勾配を緩めて川の浸食を防ぎ、土砂の流出を制御するもので、通常のダムのように貯水するものではないため、貯水量や放水した場合のダム内への土砂流入、放水による下流域の影響などの課題があります。また、当該ダムの放水管の口径は 300ミリメートルでして、バルブを全開した場合で1日から2日程度の水量しかないと聞き及んでおります。さらに、ダムからの放流水が関田頭首工に至るまで水利権が発生することなど、六郷砂防ダムの放流水を活用することは非常に難しいと言わざるを得ません。

また、ご指摘の消雪用の出しっ放しなどの水資源の保全にかかわる活動については、行政と地域住民が一体となって共通認識で取り組まなければならない課題でありますので、意識啓蒙を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、除雪体制の評価と消雪道路の改良についてですが、六郷地区の旧県道角館六郷線の除雪につきましては、四、五年前より消雪による融雪と機械除雪をあわせた除雪工法を実施しております。ご指摘のありました消雪ノズル交換につきましては、修繕等が必要になった箇所について機械除雪に支障のない小さいノズルに順次交換を進めてまいります。ポンプの新設につきましては、西部郊外には六郷地区西部浄水場があり、住民にとって最も大事な飲料水に影響が及ぶおそれがありますので、新設ではなく既設の消雪施設を有効に活用することが妥当と考えております。

路面の再舗装につきましては、傷みの激しい箇所は順次補修で対応してまいります。それから、流雪溝の機能を持たせた道路側溝の整備につきましては、絶対的に水量が不足しており、新たな水源の確保も難しい状況にあるほか、流雪溝としての勾配がとれないことや流末が十分に整備されておらず、現段階では実現は困難であると認識しております。なお、当路線の除雪についての六郷市場通り商店街との話し合いでは、これまでどおり消雪と機械除雪の組み合わせによる方法が望ましいことをご了解をいただいております。したがって、当路線の除雪につきましては、沿線住民の方々よりご協力をいただきながら、これまでの除雪方法で実施してまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君、再質問ですか。許可します。

○16番（吉野 久君） 1点目の質問ですが、やはり町としても前例をつくらないというか、例外を認めないような考え方をすることで適用しないということだと思えます。ただ、今回の大雪

を本当にこれが災害という認識を持って今後の町づくりに生かすべきだと、これが私の質問の本当にねらいで、やはり過ぎ去ったことをすぐ忘れてしまうというのが人間のさがなんですけれども、のど元過ぎれば熱さも忘れるような形にならないように今後の町づくりに生かしてもらいたいと思います。

次の2点目の質問です。私この質問と同じような内容のものを過去にした例がございます。十二、三年前に地下水保全条例をつくるべきだと。当時の京野町長に提言、一般質問したことがございますけれども、そのときに非常に前向きな答弁をいただきました。

ただ、残念ながら実現しなかったわけですが、どうも当局側は条例といえば住民に規制をかけるものをつくると、そういう考え方だったようです。確かに地下水保全条例の先進地を見てみますと、工業用水等を非常にくみ上げて地盤沈下して、仕方なくそういう条例をつくったような事例が多いものですから、当然に井戸の本数だとか口径の大きさとかそういうものを規制するような、意外とそういう条例になりやすいんですけれども、私が訴えたのは、地下水を公の水、公水と考えてみんなで守っていきましょう、大切に育てていきましょうと、そういう条例の制定を提案しておりました。前定例会でも熊谷議員さんの同じような趣旨の質問もあったようですし、今回の定例会でも非常に地下水のことに多くの方が触れられております。それほど生活に密着する大切な問題であり、美郷町としては、地下水をみんなで守るんだという意識の啓発のためには、規制をかけるような条例でなく、そういう啓蒙を図る条例があってもいいのではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 地下水に対しての公水か私水かという議論はまだ国の方でもはっきりした見解が出ておりませんで、その議論は難しさがあるわけですが、いずれ地域全体で使っていく地下水であるというふうな部分、それから美郷町を代表する、自然環境の一つとして湧水の源になっている地下水であるということ考えた場合に、公水に近いような考え方で物事を整理するというのは、町としては望む方向ではないかというふうに認識しております。

また、議員ご提案の条例化につきましては、地下水保全条例というふうなお話のようですが、地下水のみならず地表水についても水資源を守るということは、湧水全般を守るということにもなりますので、水資源を何らかの形で保護・保全していくということについて、町としても十分に検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

3番目の質問に対する再質問でございますけれども、井戸が非常に老朽化していることを町長はご存じでしょうか。設置した年数が昭和46年当時ということでかなり老朽化しております。水量が安定的ではない。ですが、やはり住宅地にあります。あの道路のすぐそばに6カ所あるわけですが、西部には本館の井戸もあるというようなことで町長は答弁をされておりますけれども、水源があるということで。そのそばでなくても、西部でもいろいろあるわけですよ。例えばお諏訪さんの後ろのあたりだとか、そういうふうなところでもいいでしょうし、住宅地に消雪の井戸があるということ自体、やはり私はこれは住民にとって配慮すべきではないかなと。

といいますのも、道路の西側の家庭で今回新たな井戸をついた家庭があるんです。実は美郷町六郷は酒の町でもあり、酒屋さんが多いところでもあるんですが、その酒屋の井戸でさえ枯れてしまったという事例もありまして、非常にこれは、どういうふうにあの井戸と密接に関係しているか、また今回の雪と関係していることなんでしょうけれども、やはりそういう町の井戸でしたら付近の住民の家庭に影響しないような、そういう位置を考慮すべきじゃないかなと私は考えております。

あと、今の側溝は確かに勾配もとれません。だからこそ全体計画と年次計画を立てながら改良すべきだと。これまでの側溝改良といいますと、ただそこだけの設計をして、そこだけを改良するというようなやり方しかしていないと思うんですよ。ですから、全体的に町の側溝をどうするかという計画のもとにいろいろ将来的に改良を重ねていけば、そういう融雪溝や流雪溝として使えるような、そういう工事をしたらいかがですかという質問です。

あと、その水源につきまして、確かに今はありませんけれども、ただ、簡単に使える水源があるんです。これも七滝土地改良区の用水なんですけれども、消火栓の水、あの道路に何カ所も消火栓がありますよね。あれはすぐ側溝のそばに立っているんです。あの消火栓は何か定期的に点検しないといざというときに役立たないと、そういうこともあるらしいんですよ。やはり圧がかかっているんで、定期的に水を出すと。馬町の住民に建設課の方でいろいろ聞いたところ、除雪体制は今回のとおりのようなやり方でいいが、側溝を何とかしてもらいたいという意見と、今々できなかつたら、その側溝に水が張ってあれば非常に助かると、そういう話が出たそうです。ですから、南北に位置する側溝に取水盤を設け、そこに消火栓の水を張るだけでも非常に冬季安打は有効じゃないかなと思うんですけれども、いま一度答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 今議員から再質問がありました事項については、すべてについてここ1年

で生じた課題ではありませんで、最低限四、五年前からその現象があった課題であります。それが今まで同様の形態で維持されてきたからにはかなり難しい問題、その背景があるものと思いたすので、十分にその背景を検討した上で今後の検討を議論したというように思いたす。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

◇ 森 元 淑 雄 君

○議長（伊藤福章君） 次に、11番森元淑雄君、登壇願いたす。11番。

（11番 森元淑雄君 登壇）

○11番（森元淑雄君） 私も吉野議員とほぼ同じような質問内容になっておりますが、大変町長には聞きづらい点があろうかと思いたすが、よろしく願いたすを申し上げたいと思いたす。

初めに、新設、既設道路にかかわらず、町全体の道路網の総点検、自己診断についてであります。

道路は、豊かな暮らしの実現と均衡ある地域の発展を図るための根幹をなすものであります。魅力的で活力がある地域づくりのために、国県道を問わずこの地域全体にかかわる暮らしの生命線は道路にあると言っても過言ではありません。冬期間の交通を確保する方策では、消雪、融雪、流雪といった地域の特性を考慮した施策を進めると、新町の建設計画ではうたっております。この際、美郷町全体の道路を見つめ直し、本当に必要な道路かどうかも含め交通安全施設、道路の案内表示、歩道の整備、ガードレール、手すりの設置、街路灯、防犯灯、カーブミラーなどなど、総点検をし自己診断をすべきと思いたすが、町としてはどのように考えておられるのかお伺いたすをいたします。

また、今冬の降雪は48、49の豪雪をもしのぐと言われておりましたが、住宅の密集地は特に大変なものがあったと思いたす。昼夜を問わず降りしきる雪、雪を投げる場所がなく道路に捨てる、それを除雪ドーザーがまた運んでくる、このような悪循環の繰り返し。そんな中で六郷地区の方々から寄せられた声でありましたが、側溝に水が流れていたらどれだけ助かるものかということでありました。道路の側溝は決して雨水処理用だけではありません。雨水であれ何であれすべての水を下流に流す機能を有しているものであります。したがって、冬期間は流雪溝に切りかわれるような側溝整備が必要と考えております。同時に、側溝等に取水できる水源地、水源量及び末端のルート等をこの際調査してみるべきと思いたすが、町としてはどのように考えておられるの

かお伺いをいたします。

次に、地下水の保全についてであります。

町全体が奥羽山脈を源として発達した扇状地上にあり、地下水をくみ上げ生活水として利用している地域が広範囲にわたっているのが我が美郷町であります。その地下水が今冬は急激な変化をなしました。雪の量もさることながら、低気温の日が長く続き表面水が地下にしみ込む量が少なくなったためと、消雪水の利用増が地下水位の低下に拍車をかけたものだと考えておりますが、六郷地区の酒造店では、地下水低下が著しく酒づくりに大変苦労したとの声をも聞いております。今後とも地下水の枯渇化がますます進むことが予想されます。したがいまして、早急に涵養池の調査を試みるべきと思いますが、財源の面もあろうかとは思いますが、住んでよかった、住み続けたいと思える町づくりのためにも、地下水の保全等には町としてどう認識をされているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○議長（伊藤福章君） 森元議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町全体の道路網の総点検、自己診断についてですが、現在の美郷町の道路は、旧町村でその時代時代必要とした道路を整備し現在に至っておるというふうに思いますので、現在の道路を必要な道路と是認しながら、今後美郷として計画、整備する道路につきましては、美郷としての視点でその必要性を十分に議論してまいりたいと思います。

さらに、そうした道路に附帯する各種施設についてですが、これまで交通量や道路構造などの状況を踏まえまして、さらには地域からのご要望も踏まえながら旧町村においてそれぞれ整備をしてきておりますが、美郷町としましても同様の考え方で整備を継続し、17年度においても街路灯、防犯灯及びカーブミラーの設置、ガードレールの整備、路面表示施行、舗装、修繕などを実施してきております。特に交通安全に係る施設整備については、春に大仙警察署、交通安全協会と住民生活課、建設課と共同で現地点検を実施しているほか、日常の道路パトロールを通じて現況把握をして対応に努めているところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

今後も地域住民の視点に立って安全で利用しやすい道路の維持管理を目指し、必要な附帯施設の設置に努めるとともに、危険箇所の改善にも取り組んでまいります。

また、交通安全施設等については、今後整備箇所のマッピング等を行いまして、施設管理の徹底等を期してまいりたいと存じます。

次に、冬期間の消雪機能としての道路側溝についてですが、基本的に道路側溝は路面排水対応の設計となっておりますので、そうした機能を持たせるには側溝規格の確認及び改良等の対応が必要となります。また、側溝に水を取り入れるためには、ご指摘のとおり水源や水量、ルートを確認しなければなりません。そのためには地域ごとの水系の違いや土地改良区との維持管理上の問題、下流部の状況などの調査を総合的に実施することが必要となります。町としてすべての道路側溝についてそうした観点での調査を行うことは現実的に難しいものと存じますので、地域から具体的ご要望に対してそうした所要の対応を実施してまいりたいと存じます。

次に、地下水の保全対策についてですが、今冬はご指摘のとおり、早期の降雪及び根雪によって雨水の地下浸透が少なく、また、揚水量の増加によって1月上旬の米町の地下水位記録計では、昨年と同時期より約90センチの地下水位低下が見られております。また、ほか2カ所の水位記録計でも同様に水位が低下しており、ことしは例年に比べ広い範囲で水位が低下している状況です。

現在、地下水涵養対策として、町内には町が管理する4カ所の地下水涵養池がありますが、その注水には土地改良施設である関田分水工を起点とした農業用水と一部防火水道管からの配水を利用しております。涵養池をさらに拡充するには、まずは新たな用水確保が必要となるわけですが、可能かどうか今後用水を管理している土地改良区と協議してまいりたいと存じます。その見通しを持ってから各般の調査に入るべきものと認識しております。

しかし、町としては基本的には生活の根幹を支える飲料水については、安定供給に問題の残る地下水に依存するのではなく、安定供給が可能な水道施設が望ましいと考えており、今後、水道未普及地域の整備について議論を深めていくほか、既設施設、もう既に設置している施設への加入促進に努めてまいりたいと考えております。また、こうした取り組みが町の大切な自然環境の資源である湧水を守る取り組みにもつながると考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 11番森元淑雄君。

○11番（森元淑雄君） 大変ご難儀をかけると思いますが、よろしく願いを申し上げて、再質問はいたしません。

以上です。

○議長（伊藤福章君） これで11番森元淑雄君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 熊 谷 良 夫 君

○議長（伊藤福章君） 次に、12番熊谷良夫君の登壇を願います。12番。

（12番 熊谷良夫君 登壇）

○12番（熊谷良夫君） それでは、一般質問をさせていただきます。

「美郷がいちばん、すきです美郷」「町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」を目指してつくられた美郷町総合計画の基本にあるものは、人口の増加により昔のにぎわいを取り戻すことにあると思います。そのためにも、いろいろな子育て支援策により安心して子供を産み育てることができる環境づくりの整備を図ることは、一番に大切なことと思われま

す。しかし、その前提となるものは、やはり安心して働ける職場の確保ではないでしょうか。美郷町の基幹産業である農業を中心とした産業の振興策の一つとして、美郷町技能功労者表彰制度の制定を望むものです。今マスコミなどで騒がれているホリエモンなどの株価操作の例もあるように、日本人の美德である勤勉、額に汗して働くということが軽視される風潮にあります。改めてその大切さを認識させる時期に来ているのではないのでしょうか。

当町における企業の誘致も一段落し、若者の雇用の場の確保が難しくなっています。農業を含めた地域産業を育成し、地域の雇用の機会の創設を図り、若者の地域の定着を進めるために魅力ある職場づくりの一環として提案するものです。

現在、国で行っている技能検定制度では、大工や左官などの建設関係だけでなく、和裁や洋裁、またお菓子づくりや料理部門と多岐にわたっております。長年その道一筋で頑張ってきた、後継者の育成にご尽力された方々を表彰して、広くその業績を知らせることにより、その職業に対する新たな認識を持っていただくことができます。また、後継者にとっても身近にその目標がいくることにより技術の向上、意欲もわいてくると思われます。

今進められている地産地消、地場の食材を地域の皆様に消費していただくためには、加工技術の向上も必要になってくると思われます。美郷町技能功労者表彰の制度は、すばらしい料理、加工品をつくる方々の育成にも役立つ制度だと思っております。また、この制度ができることにより県表彰、全国表彰への上進の道が大きく開きます。技能グランプリでの優勝者や現代の名工認定者に対する美郷町独自の表彰の受け皿にもなると思われます。

以上のような理由で美郷町技能功労者表彰制度の制定を望むものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘になりました働くこと、あるいは人口増につながる定住促進、こういった部分についての町としての考え方は同様の認識を持っておるところです。その上で技能功労者表彰制度の制定についてであります。県内の市町村では、大仙市や横手市など比較的就業人口の多い市では制度化しているようですが、就業者数が少ない町村においては、独自に制度化している事例は現在のところない状況です。

現在、技能にすぐれ功労のある方を表彰する制度は、各市町村からの推薦をもって審査が行われる知事表彰や厚生労働大臣表彰制度がありますが、議員ご指摘の趣旨もまさにそのとおりであります。町では18年度に町が誕生した11月1日を「町の日」と定めるとともに、その記念行事を実施したいと考えておりますが、その際、あわせて各般にわたり町勢の振興に寄与され、町民の模範と認められる行為のあった方々などの町としての表彰を行いたいと考えております。現段階では表彰の種類、対象分野、表彰の基準などの詳細は未定ですが、スポーツや学術、文化、技能の各分野において活躍し、高い評価を受けている方も対象にしたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 12番熊谷良夫君、再質問を許可します。

○12番（熊谷良夫君） 再質問ではありませんけれども、前向きな答弁と勝手に解釈いたしまして、一日も早い実現を期待して、私の質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで12番熊谷良夫君の一般質問を終わります。

◇ 戸 沢 藤 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、10番戸沢藤一君、登壇願います。10番。

（10番 戸沢藤一君 登壇）

○10番（戸沢藤一君） ただいまから3点ほどについて一般質問を行います。

まず最初ですけれども、本年度実施する塚2地区の町営住宅に関する質問です。

最近の住宅建設に当たっては、建築の多様化と安い価格の外材に押されて国内産の木材、特に秋田県産の杉ですが、これは原木の価格の低下と需要の低迷が続いて久しいというようなことから、県では昨年まで家を建てる方に角材50本をプレゼントしてきたようですが、今年度からは広報美郷3月号にも紹介されてありますように、申し込み条件を満たした場合、21万6,000円分の内装材をプレゼントするとありました。これは秋田杉の需要を促すとともに、森林の持つ多面機能の維持、つまり二酸化炭素の吸収や地球温暖化の防止にも貢献していることから、森林を適切に管理し、ひいては林業生産活動の振興を目指すものと私は理解しているところでございます。

ところで、美郷町内では民有林約3,000町歩ほどあるようです。そのうち杉の植えられている面積は1,852町歩ほどと聞いております。また、美郷町には杉の植えられている町有林面積が約500町歩ほどありまして、その杉の樹齢というのは70年から90年くらいとすばらしい美林となっているのを、4年ほど前ですか、当時職員から案内されて千畑議員が外川原の一部を視察した経緯もございます。このようなことから、塚地区の町営住宅の建設に当たっては、本当は12月定例議会で質問する予定でしたけれども、いろいろな事情でできず今回になりましたけれども、設計の段階から町内の建築士によるコンペを行って優秀なものを採用するとか、また、建築資材、材料も町有林を間伐し使用することにより町有林の適切な管理となって、残った杉の蓄積にもつながると。将来の財産の増加にもなるというようなこともございます。町営住宅を美郷町ならではのこだわった住宅として建設することが事業目的にも沿ったものと思われませんが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目です。美郷町の観光客誘致についてでございます。

去る2月24日の魁新聞に、県内全市町村の首長が韓国を10月か11月ごろ訪問し、将来を見据えた観光客の誘致、経済交流など、大きな可能性を持つソウル便の有効活用を見直すべきとの観点から、トップセールスを実施したいとありました。16年度県内観光客数は1,050万人ほど来ているようですし、美郷町にも115万人ほど訪れていると総合計画書にあります。昨年度、17年度においても105万人ほど来ていると聞いております。このことから、町独自または近隣の市と連携で観光ルートを組み、冬場には六郷の有名な竹打ちと温泉、また、6月から7月にかけての清水めぐりやラベンダーあるいは花菖蒲など、国内のみならずソウル便を利用した海外からの観光客を誘致するにもそこそこ魅力ある行事や催しごとがあるわけでございます。

しかし、町内ヘマイカーで来る場合はよしとしましても、大型バスで国道や県道、町内の主要道路から会場周辺への駐車場までのアクセス道路を見ますと、大型同士の交差は無理だったり、

普通車との交差にも難儀しているのが現実でございます。一つの例ですけれども、ラベンダー開園時には大型バスも来るようですし、道路が整備されればもっともっと来るだろうと言われております。今善知鳥外川原線の拡幅整備もされておりまして、この路線からメーンまでの道路、約500メートルほどの現在既存の道路があるわけでございます。この道路から駐車場へいくような、拡幅することによって大型バスも入れます。また、今言った500メートルほどの道路ですけれども、それを真っすぐ進みますと今年度計画されている堆肥センターへもつながります。工事車両なんかも結構通ることと思いますので、ぜひ早い時期に計画された方がよいのではないかという思いでございます。いずれ観光客が安心して通行できる道路整備が喫緊の課題と思いますが、町長の考えを伺います。

最後の質問でございます。児童生徒の安全についてでございます。

美郷町では、全町ぐるみの全校児童生徒が安心して登校・下校できるようにとの観点から、子供見守り隊の結成がなされたことについては、子供たちを事故や犯罪から守ると同時に、下校時の子供に悪さをしてみようかななどと思ったけれども、見守り隊のステッカーや黄色い帽子、あるいは腕章をつけた方と至るところで会うというようなことから、美郷町へ行ったら悪さができる環境ではないといえますか、そういうようなことになっておりまして、犯罪の抑止にも大きな効果があると期待しております。これが一時的なものに終わることなく将来にわたって継続されることを強く願っております。

ところで、美郷町には昨年末時点で106人ほどの外国人がいるそうです。そのうち三十三、四人の方が結婚をなさっていると聞きます。この方々につきましては、言葉、文化、生活習慣の違いに戸惑いを感じながら生活している方も多いと思います。その結果起きたのが滋賀県長浜市の事件ではないのかなと思います。仮にそれが動機の一つだったといたしましても、その凶行は決して許されるものではないわけでございます。そういった犯罪を犯すのは何も外国人だけではございません。子供の虐待など悲惨な事件は至るところで起きているのが現実です。こういった事件から子供を守るという意味から、専門の相談所もございますが、まず美郷町内の身近なところで、学校、幼稚園、保育所あるいは教育委員会などで保護者の抱えている悩みごとの相談に乗ってやる窓口というものが必要ではないでしょうか。その点につきまして教育長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 戸沢議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町営住宅についてですが、平成18年度建設予定の塚地区の住宅については、議員ご承知のとおり、町村合併前の平成16年度に公営住宅整備事業として新規採択され、12棟建設の基本設計を実施済みです。本年度、17年度は施設整備工事や18年度建設予定の平屋建て及び2階建て住宅の実施設計を委託し、既にその設計図書が納品済みの状況です。

議員ご提案の建築士によるコンペについては、意欲的な住宅設計などその長所が十分に理解されると思いますが、このたびの案件では既に基本設計や実施設計が完了していることから、ご提案のコンペについては今後の町営住宅整備の参考とさせていただきたいと存じますので、どうかご理解をお願い申し上げます。

また、秋田杉の使用につきましては、かねてより県産の乾燥秋田杉や集成材の秋田杉を使用しているところです。引き続きこうした木材の利用に努めてまいりたいと存じます。

また、町有林の杉につきましては、今後、樹齢等の現況把握をきちんとするとともに、木材として提供できるまでの時間並びに各種経費を勘案し、今後その活用方途について検討してまいりたいと存じます。

次に、観光客誘致に向けた道路整備についてですが、美郷町の今後の観光振興におきましては、従来の観光資源やイベントを断片的にとらえるのではなくて、農業、商工業等の有機的なつながりや地域との連携をもとに、物産を含めまして美郷を丸ごとPRしていくことが必要と認識しております。そこには見せるだけの観光ではなくて、地域経済が潤うための新たな産業として位置づけ、関連する産業分野といかに結びつけていくかが大きな課題になるかと存じます。そのためには観光と物産との関係、物産を生産・製造する立場とこれを流通させ販売する立場、PRする立場との関係に着目する必要性があると感じております。農産物生産団体や観光を担う団体の機動力向上、商店街や小売り店舗あるいは観光資源を支える方々の意識改革など、それらが総合的に連携し機能することにより地域活性化が図られるものと存じます。

平成18年度は、観光協会の体制整備を初め、既存の景観や伝統行事、地域資源などの観光資源を新たな視点により見直し、あるいは検証を加え、魅力ある美郷観光を確立したいと思っております。こうした観光振興についての基本的な考え方や、例えばラベンダー園、六郷地区の清水、雁の里公園などの各観光施設、観光資源の立地条件などの背景を踏まえた上で、議員ご指摘のアクセス道路の整備は検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 教育長、登壇願います。

（教育長 ・ 橋福雄君 登壇）

○教育長（高橋福雄君） 戸沢議員のご質問にお答え申し上げます。

近年子供たちを巻き込んだ凶悪事件が発生していることに強い憤りと深い悲しみを感じているところでございます。このような事件は決して起こしてはならないものと強く思っているところであります。

町におきましては、ご案内のとおり2月7日、地域の皆さんや団体、企業のご協力をいただきまして子供見守り隊のボランティアを結成しております。子供たちの登下校の安全確保にご協力いただいているところであります。現在ボランティア会員の数は410の個人と団体、車両では811台に上っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、最近では社会環境が大きく変化する中で、子育てに関するさまざまな問題が発生し、親による子供への虐待も大きな社会問題となっております。育児の役割を母親だけに負わせることなく、家庭内の分担、協力し合うことが必要でありますし、また、母親同士がお互いに子育ての不安や悩みを話し合い、そのストレスをため込まない工夫も必要ではないかと考えます。

子供への虐待は子供の心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時としてとうとい命が親の虐待によって奪われるという痛ましい事故も発生しております。虐待を受けている要保護児童を早期に発見し、早期に対応することはもちろんのこと、発生予防に向けた取り組みや子供や家庭への早期の適切な支援・相談体制が重要であり、これが児童虐待防止につながるものと考えております。

具体的には、教育相談員の配置、学校や家庭とのさまざまな相談に応じる体制を整えること、保護を必要とする児童生徒の把握、情報の収集の強化を図ること、それから各幼稚園、保育園においては育児相談を随時受け付けし、子育ての支援の充実を図っているところでありまして、これらの施策を現在も実施しており、さらに内容を深める必要があると考えております。

さらには、就学時健康診断等の機会を活用し、保護者への子育てや非行防止などのさまざまな講座を開設し、家庭教育の推進に努めているところであります。また、町におきましても、昨年10月に医療、保健、警察、児童福祉、教育関係者による美郷町要保護児童対策地域協議会を設立しており、関係機関がその子供に関する情報や考え方、対峙法を共有し、お互いに協力・連携しながら要保護児童の早期発見と適切な指導や組織的支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 10番戸沢藤一君。

○10番（戸沢藤一君） 再質問ですが、塚住宅全部で12棟、今年度は3棟、残りの9棟分についても全部設計だとかそういうものができているものでしょうか。また、まとめて言っちゃいますけれども、町長、ソウルの方へ行く予定でしょうか。

以上、2点。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁願います。

○町長（松田知己君） 塚住宅の件につきましては、実務的な内容でありますので、建設課長に答弁させます。

それでは、ソウルのことにつきましては、先般町村会の総会において、秋田県市町村振興協会の方からその旨の提案があったというふうなところでとまっております、その後、秋田県市町村振興協会の方から正式な文書が来たという旨は何っておりませんので、今後の確認という話になるかと思えます。また、これも日程等によってその時点で判断したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 建設課長。

○建設課長（照井一夫君） 今年度の実施設計はできてございます。詳細そのものにつきましては、これから検討段階に入るということでございます。

○議長（伊藤福章君） 10番戸沢藤一君。

○10番（戸沢藤一君） ぜひ町の活性化という観点からも、町内にも優秀な建築設計士さんがいるかと思えます。偽装なんか絶対しないというような建築士だけだと思いますし、何よりもひとつ美郷の材料で、秋田杉で、それをふんだんに使った住宅、そういうのを前面に出したような形でやることによって、美郷町の名をまた知ってもらおうというような効果もあるし、また、山の木を切ることによって、先ほども言いましたけれども、もう90年ぐらいの杉ですと、間伐した木でも十分立派な用材はとれるわけですし、1反歩30本ほど残せばいいというような話もございまして、そういうような形の管理をしていきますと将来はもう、合併しないで山がいっぱいある村もあったようですけれども、それに近いような収入なんかも得ることができるかと思えます。

以上、ちょっと余計なことも申しましたけれども、これで質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで10番戸沢藤一君の一般質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） 次に、8番泉 美和子君、登壇願います。8番。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は二つの問題について一般質問をいたします。

初めに、障害者自立支援法の実施と町の対応についてお伺いいたします。

昨年10月31日、特別国会において、多くの国民と野党の反対を押し切って可決成立した障害者自立支援法が4月1日から実施されます。政府は、障害者の地域生活と就労を勧め、自立を支援するとしてこの法律を提案しましたが、実際は障害者とその家族に大幅な負担増をし、障害が重く制度利用の多い人ほど負担が大きくなるという応益負担の導入に、障害者団体などからは自立支援どころか自立を妨げ、生きる権利を奪うと強い反対の声が上がったもので、障害者福祉を大きく変える法律です。サービス提供の実施主体を市町村に一元化することが大きな改革のポイントですが、国の作業のおくれから具体化はこれからというところだと思います。障害者家族の不安も大きくなっています。制度の概要や手続の実務などについて町が責任を持って対象者への説明を行うなど、制度の周知徹底を図ることをまず求めるものです。

市町村で行う障害者の障害程度区分判定の問題で、厚生労働省が行ったモデル事業では、コンピューターにかけて行う1次判定をやって、そのうちの半分が2次判定で結果が変わったという事態が起こっていることが指摘されています。信頼に足る障害程度の判定をできるのかどうか。もし判定を間違ったりすれば、必要なサービスが受けられなくなってしまうこともあるということとは大きな問題です。障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握し、実態に合った判定が行えるように、積極的な聞き取り調査や専門性を持ったスタッフの配置など十分な調査、認定審査会の体制を整えることが重要です。

また、審査会で当事者意見が反映されるよう委員の構成など配慮するとともに、必要に応じて直接意見表明の機会が持てるような仕組みをぜひつくるよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

障害者の福祉サービス利用料は、4月1日から原則1割負担になります。例えばホームヘルプサービスの場合、これまでの応能負担では、費用を払っていたのは利用者の5%程度で、残り95%の人は無料で済んでいました。それが自立支援法では、生活保護世帯以外の人はずべて1割負担とされ、一挙に1万5,000円から4万円以上の負担増となります。身体・知的障害施設での食費、光熱水費もこれまで利用者の自己負担はありませんでしたが、全額自己負担とされます。政府はこれを利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担と説明していますが、もともと応益負担は障害者福祉とは相入れない負担方式であり、自立支援法の目的である障害者が自立した日

常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行うということからも逸脱するものです。

政府は低所得者に配慮するとして、所得に応じた4段階の月額上限額を設けていますが、それも障害年金2級で月6万6,000円の中から2割にも上る負担増を強いられることとなります。このままでは重い負担のために必要なサービスを受けられなくなる事態が起きることは明らかなです。福祉作業所に通所している方から、これ以上負担がふえたら通いもやめなければならないといった声が既に寄せられています。

障害者自立支援法の実施を前に横浜市は、所得の低い障害者は自己負担分を全額市が助成することを決めました。また、京都市は国基準の負担額を半額にする独自の支援策を講じました。当町においても、定率自己負担が障害者サービスの利用抑制や後退につながらないように、国の軽減策に加えて町独自の支援策を講じる必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

市町村の独自事業として実施される地域生活支援事業は、ガイドヘルパー、手話通訳派遣事業、地域活動支援センターなど、障害者家族にとってはなくてはならないサービス事業が盛り込まれています。それだけにサービスの低下なく必要な利用者に提供できるかが重要になります。利用料は独自に条例等で定めることになっていますが、負担増にならないようにするべきです。そのための十分な財源確保のため、国に対し義務的経費化などの予算措置など、財政支援の強化を要望するべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

自治体は地域でのサービスの必要量を見込んだ障害福祉計画を2006年度中に策定することが義務づけられていますが、障害者の参画で地域の障害者の生活実態と利用意向などを十分に反映した障害福祉計画をつくり、積極的に推進を図ることを求めるものですが、この点についても見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のご質問にお答えいたします。

障害者サービスの一元化などにより、障害者の自立を支援するため障害者自立支援法が制定され、議員ご指摘のとおり、いよいよ4月から施行されます。現在その施行準備を進めていますが、極めて短期間での事務作業となっていることにまずはご理解いただきたいと存じます。

さて、ご質問の第1点目、制度の周知徹底については、先月サンワーク六郷において利用者や保護者に対して説明会を実施いたしました。また、3月の町の広報に制度改正の概要を掲載するとともに、現在サービスを利用している方及びその保護者の方には制度改正のパンフレットを送付しております。今後は町のホームページにも載せて周知を図る予定です。

第2点目ですが、法の目的の一つに支給決定の仕組みの透明化、明確化ということがうたわれています。公平、公正な審査体制をとることはもちろんで、審査会には必要に応じて障害者本人や家族、医師の意見を求めることができますので、利用者の意向にも配慮した運営に心がけてまいります。なお、決定内容に不服がある場合は、県に設置される障害者介護給付等不服審査会に審査請求ができることになっております。

3点目の町独自の支援策ですが、障害者自立支援法においても、負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費に対する補足給付、社会福祉法人による減免など低所得者への負担軽減が図られていますので、現段階では町独自の軽減は考えておりません。

4点目の地域生活支援事業は法第77条に規定されていますが、相談支援や手話通訳などのコミュニケーション支援、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などが市町村の事業として位置づけられています。この事業の実施に当たっては、各方面の意見をお聞きしながら地域の障害者にとって必要な事業を選択し実施するとともに、事業の効果的な実施のため委託も検討しているところです。

なお、実施内容については、今後示される政省令をもとに体制の整った事業から実施していくこととなります。また、この事業には国からの補助金交付が予定されていますが、議員ご指摘のとおり、この補助金は義務的補助金ではなく枠配分となる予定ですので、財政的に支障が生じるようであれば、何らかの方法で国に予算要望してまいりたいと考えております。

5点目の障害者福祉計画は、平成18年度中に作成することが義務づけられていますが、ご要望の点については、当然計画策定に当たって考慮すべきことであり、美郷町の実態に即した計画を作成していく所存ですので、ご理解いただきたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 泉 美和子君、再質問ですか。許可します。

○8番（泉 美和子君） 独自の支援についてお伺いいたします。国の方の低所得者対策があるので、独自では考えていないということでありましたけれども、質問の中でも言いましたが、低所得者対策を行っています。それでも障害年金2級の場合で月6万6,000円相当の収入ですけれども、これでも1万5,000円を上限負担せざるを得ないという状態ですよね。これ低所得者対策といってもとても配慮しているようには私はちょっと思えないんですけれども、そこら辺町長はどのように認識するのかということをお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） 法律に基づく一つの事業を国が一つの考え方を持って実施すると。その具

体の一つが今言った低所得者対策の内容であると理解しておりますので、現段階では国の方針に沿って町としても実施していくというのが私の考え方であります。

○議長（伊藤福章君） 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） そもそも障害者自立支援法が最初大きな運動で廃案になりましたけれども、その経緯として、本来考え方ですね、障害者福祉に応益負担を導入したという、このことが障害者団体からこれではもう普通の生活どころか生きていけないと、こういう声が大きく巻き起こって運動が大きく発展しましたけれども、利用料が能力に応じて負担するという応能負担の原則を変えてしまったという、このところが障害者自立支援法で一番の大きな問題だと思います。

町長おっしゃるように、法律ができたので、制度としてもその法律にのっとってこれを町がやっていたらいけないことは当然ですけども、一つ町長に考え方をお伺いしたいんですが、こういう福祉、とりわけ障害者という人たちに対して応益負担を導入したという、この点私は本当に一番の問題だと思いますけれども、この点はどのように町長は認識しますか。

○議長（伊藤福章君） 町長。

○町長（松田知己君） 応能、応益については、国民健康保険の中でも税の算定の基準に活用しているわけですが、障害者福祉について応能から応益、あるいは応能だけでいいのか、応益だけでいいのかという部分については、さまざまな議論があるんだろうと思います。したがって、この障害者福祉に限った話で、応益がいいとか応能がいいとかということ短兵急にこの場で私の見解を述べるべきではないというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなしていく、負担を応益で返していくというのは、憲法、福祉、こういう理念から私は反するものだと思います。そういう立場からしてもぜひ町独自の支援策を行い、障害を持っている方々が安

心して生きていける町づくりをしていく、その一環としてぜひこういうことを検討していただきたいと思います。

先ほど質問の中でも述べましたけれども、全国では独自の支援策を行っているところが出てきています。京都の例などと言いましたけれども、東京荒川区では在宅サービス利用者に対する激変緩和措置として利用負担を10%から3%にすると、これを20年まで対応するというのをやるということです、これから。また、通所施設利用者に対しても同じく食費を50%軽減する。こういう激変緩和措置を行う。こういうことも例として出てきています。介護保険と同じようにこういう末端の自治体での取り組み、運動が大きく改善策として広がっていけば、国をも動かすことができると思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。介護保険料、利用料の負担の軽減についてお伺いいたします。

このことについては、これまでも町独自の軽減、減免策を求めてまいりましたが、とりわけ保険料については、国が自治体独自の減免に当たって減額のみで全額免除は行わないことや、財源は一般財源でなく保険料で賄うことなど、いわゆる3原則による締めつけを自治体に行っている中では大変難しいことであることも承知をしています。しかし、そういう中でも全国では保険料では全体の36%、これは今年の4月現在ですが、771の保険者が独自減免を実施しています。一般会計から繰り入れている自治体もあります。京都の美山町では、保険料の第1段階、第2段階の人に対して保険料相当額の4分の1を繰り入れ支給しています。また、千葉県浦安市も繰り入れをし、今回の保険料改定による大幅値上げを抑えています。利用料については581保険者で軽減策を実施しています。

政府は、今回の見直しの中で、新たな低所得者対策を介護保険料と利用料に導入しましたが、それと同時に、現在特別徴収の対象とされていない遺族年金と障害年金からも天引きするなど、徴収強化策が徹底されました。この4月には65歳以上の介護保険料を改定する時期であります。全国平均で2割から3割程度の値上げが見込まれているようです。当町でもさきの2月の広域議会で1,000円以上の値上げを見込んだ予算が可決したようですが、高齢者にとっては税制改正による影響、年金の削減などで大きな負担増になるものだと考えます。わずかな年金から保険料が天引きされ、年金は引き下げられる、そして今後は医療の改悪も行われます。多くの高齢者の皆さんからこれでは生きていけない、こういう声が多く寄せられています。こういうときだからこそぜひ町独自の軽減策を実施するよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 大曲仙北広域市町村圏組合で運営している介護保険事業ですが、平成18年度から20年度までの第3期計画における保険料の算定に当たり、議員ご指摘のとおり、第2期の保険料月額 2,860円から 1,000円ほど上がることが見込まれております。これは今回の制度改正により1号被保険者の負担割合が上がったほか、圏域内における要介護認定者の増加とともに施設の新設などサービス基盤の整理も進み、数多くの事業者が参入したこと、特別養護老人ホームなど施設給付の見直しにより低所得者に配慮した補足給付が制度化されたこと、地域支援事業が創設されたことなどにより給付費の大幅な増加が見込まれることによります。保険料と公費で運営するという社会保険制度であることから、給付費の増加は保険料の上昇と不可分の関係にあることにご理解いただきたいと思ひます。

保険料の上昇を抑制するため、今回の制度改正においても予防重視が最大の課題となっていることから、町としても予防事業に重点を置いた事業の推進に努めていきたいと考えております。

なお、保険料については、現在の5段階区分から2段階を細分化し、より低所得者に配慮した6段階の保険料設定となることから、町独自の軽減は考えておりません。また、保険者であります。大曲仙北広域市町村圏組合でもその議論はない状況でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 再質問ですか。美和子君の再質問を許可します。

○8番（泉 美和子君） 先ほどの障害者の自立支援法の問題と同じようなことにもなるんですけども、低所得者対策、細分化したということですが、これも第2段階のところ、80万円以下というところ、これは生活保護基準以下であります。こういうところからも保険料を取ると、ゼロではないというところがまず、これも本当に国の制度ですので、町としてなかなか即できないということはわかりますけれども、そういう問題がまずあるということですね。

それから、税制改革が行われました。その影響が大きく高齢者の中にのしかかってきます。例えば年金控除額の引き下げ、これで140万円から120万円しか控除しなくなったということ、非課税限度額の廃止で、65歳以上の人は合計所得が125万円以下の場合は住民税非課税ですけれども、これが税制改革で廃止されると。この二つの影響で単身の高齢者ですけれども、年155万円以下の年金の方以外は住民税を課税されてしまうと。そうすると、保険料の段階が一挙に2段階上がってしまいます。こういう問題が出てきますので、法律として低所得者対策を導入したとはいいながら、実際の影響は大変大きいものがあると思ひます。ぜひその点を今後酌み取っていただき、それこそ今後の課題ですけれども、ぜひ独自の支援策を。今回国が低所得者対策を導入し

たということは、今まで国ができないできないと言う中で、全国の自治体がいいろいろ努力をして700以上の自治体でこういう独自の減免制度を実施してきた、そういう中で大きく広がってきたものだと思いますので、ぜひ町としても今後検討していくよう求めて、終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇ 熊 谷 隆 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、4番熊谷隆一君、登壇願います。4番。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君） 私は食育について一般質問を行います。

日本人の平均寿命は、男女ともに世界一と言われております。これについては衛生的な生活環境や、高度化しただれでも気軽に受診できる医療環境など、数多くの要因に支えられて実現できたことだとは思いますが。しかし、何と言っても一番大きい要因は、米を中心としたバランスのとれた、いわゆる日本型の食生活が昭和の中ごろから定着し、それがずっと続けられてきたからだと思えます。

しかし、最近では食生活において栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食料自給率の低下、食べ残しなど食料資源の浪費の問題なども指摘されております。それに前に大きな問題となった病原性大腸菌O-157や最近ではアメリカ産牛肉のBSE問題など、食品の安全性についても国民の大きな関心を集めていると思えます。

こうした実情を踏まえて国民一人一人がみずからの食について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活が営めるようにするため、国では平成17年6月に食育基本法を制定しました。最近ではマスコミにも「食育」という言葉が取り上げられるようになりました。言葉あるいはその関連する意味において「医食同源」や「身土不二」など、食べ物と健康の関係をあらわしている事柄や、また「地産地消」「スローフード」などいろいろな関連した取り組みもされておると思っております。また、最近のテレビの番組でも「チャングムの誓い」という韓国のテレビドラマが放映され、大変高い視聴率を上げたと言われております。あのドラマの内容も実は食と健康の関係を取り上げていたと思えます。

町長は、18年度の施政方針の中で、小学校児童を対象とした食育推進事業や幼児期の保護者に対する食育の啓蒙・普及について、また、美郷の食材を多用した「丸ごと美郷給食」の実施などを掲げております。また、昨年度からは「朝ご飯食べよう運動」も行われております。食育は私

が言うまでもなく、物を食べることの意味だけではなく、あいさつや早寝早起きなど子供たちにいわゆるしつけと言われる正しい生活習慣を身につけさせることにもつながっていくと思います。

こうした観点からしても、地味ではありますが、大変よい事業だと認識しております。食事は指向性がありますし習慣性もありますので、町民が、特に成人においてはなかなか食育については今少し理解しがたい面もあると思います。そこで、食育に対する取り組みの全体計画や18年度の具体的な事業内容、町民への周知をどのように行っていくのかお伺いいたします。

この事業は、一朝一夕に成果が上がる事業ではないと思いますけれども、人間にとって一番大切な健康を守るために意義のある事業なので、息の長い取り組みをお願いして質問にかえさせていただきます。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、食育についての基本的な考え方を示させていただきますが、生活習慣病を予防し健康的な生活を維持するためには正しい食習慣を身につけることが最も基本になります。しかし、食習慣は大人になってから改善するのはなかなか難しく、食習慣の形成時期である幼少期からの積み重ねが大切になります。町の食育事業は、この大事な時期に子供たちが自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送れる食事の自己管理能力をはぐくもうというものです。食育については以上のような基本的な考え方と目標を持って、長期的な視点に立って継続に取り組みたいということが全体的な私の考え方です。

その上で、平成18年度の具体的な事業計画についてですが、幼稚園、保育園の園児や小学生とその保護者を対象にした取り組みを実施いたします。幼稚園、保育園での取り組みとしては、幼児期の食生活が骨格の基礎を築く重要な時期であるということから、各園の給食においては安全でバランスのとれた完全給食を提供してまいります。保護者に対しては、年間を通じて「食の国秋田推進運動」とあわせてその啓発に努めるとともに、家庭教育学級において食育の大切さをテーマとして講演会を開催する計画です。また、小学生の場合は理解度も増してくることから、食材の組み合わせや調理法をテーマに保護者も参加する「レッツチャレンジ健やかクッキング教室」を開催し、食べ物を選ぶ力、食べ物の味がわかる力、料理ができる力、食べ物の命を感じる力、元気な体ができる力の五つの力が身につくよう事業を進めていく予定です。このほか各学校給食センターによる美郷の食材を多用した「丸ごと美郷給食」も実施してまいります。

また、食育推進の周知については、母子手帳交付時や乳幼児健診時の保護者への栄養指導、食

生活改善グループへの活動支援、各行政区の健康生活推進員を通じて実施する地域での啓蒙普及活動、「美郷フェスタ」での各種活動、町の広報やホームページによる正しい食生活のPRなど年間を通じて繰り返し実施してまいります。

また、こうした取り組みを推進していく過程において、できる限り食料生産を担う農業の意義について理解が深まるよう十分に配慮しながら推進してまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁にかえます。

○議長（伊藤福章君） 熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） この事業は非常に幅広い事業であり、関連性が各課にわたると思いますけれども、主体的にどの課が担当するというか、担って、その上で連携をとっていくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいま議員のご発言がありましたとおり、さまざまな分野が総合的に施策を展開することでこの食育事業を推進したいと思っておりますので、一つの課が主体的にというよりは、対象となる子供さんの年齢に応じ、また内容に応じ、それぞれの所管課が総合的に連携をとりながら推進していくというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 熊谷隆一君。

○4番（熊谷隆一君） 答弁ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の登壇を願います。17番。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 今定例会の一般質問のラストバッターということで10番目ということになりますが、お疲れのことと思います。どうかひとつよろしくお伺いしたいと思います。

なお、質問に入ります前に、質問に至った経緯、背景などを述べさせていただき、質問へと入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

農林水産省は、これまでの農政を根本から見直し、やる気のある担い手に施策を集中させ、平成19年度からの大綱にその施策を明示したところであります。その背景には担い手の確保があり、

さらには世界貿易機関WTO協定に対する対応が迫られておることが挙げられるわけであり、そしてまた、日本農業の現状を直視した施策でもあり、つまりは小規模農家における低水準所得状況という点が挙げられるわけであります。

農水省の試算によりますと、1ヘクタール程度の農家が自作した場合の農業所得は7万7,000円、10アール当たりになりますと7,700円程度といった結果が出ているようであります。しかも、時給換算で出した場合には、何と時給122円といった数値となってしまふとのことであります。それぞれの個々の農家の差異はあるにせよ、かなり厳しい状況であることは否めないわけであります。

そしてまた、モデルケースではありますが、集落等組織化した場合、農機具の共同保有などにより、所得が1ヘクタール当たり43万3,000円、10アール当たり4万円を超すという数値が出されております。そしてまた、労働時間の短縮からその時給は3,595円と大幅なアップと示されており、一概にすべてうまくいくとは言えませんが、現状の中では、小規模農家が個別に経営していたのでは立ちいかなくなるのは明白であると言わざるを得なく、私はこうしたことから町としての面に対するビジョン、経営に対する指針をはっきりと示しながら、町としてのリーダー的役割を果たしていかなければならないと思うわけであります。

戦後農政の一大転換、農業維新とまで言われます。「維新」という言葉をひもときますと、維は「これ」と読み、「これ新たなり」とあります。そして、意味においては政治上の改新であり、そしてまた明治維新ということも明示されてあります。明治維新もペリーの来航を機に世界の日本の日本ということを考え始め、国の行く末を案ずる者たちによって作り上げられたわけであります。時代こそ違えWTOといった諸外国との関係、対応はいつまでも避けて通ることはできなく、それがいよいよ迫ってきた状況にもあると思うところであります。

小規模農家を切り捨てるのではなく、小規模農家を救う道として大綱があり、そしてまた、大綱の施行によるからということだけではなく、現状を直視した上での対応が迫られておるのだということを実に認識し、今後の農業ビジョンを考えていかなければならないと思うわけであります。

実際の現場となる市町村においては、農家の意識改革はもとよりそれに携わる職員の意識改革そして情勢が重要な点であると考えます。それゆえに平成19年度に向けての集落への説明会においては、総合計画にもある町としてのビジョンを示しながら大綱実施に向かっていかなければならないと思うのであります。

前置きが多少長くなりましたけれども、私の今回の質問は大綱の詳細がまだはっきりとしない

中での質問であり、ややもすれば国や県にすべき質問内容になるかもしれませんが、どうかよろしく願いいたしまして、まずは一つ目の質問に入らせていただきます。

現在町では、大綱の周知のため説明会を開催しておりますが、先ほども申し上げましたように、小規模農家を切り捨てるのではなく、小規模農家を救うという観点に立ち、今後は美郷町総合計画、農林業の振興にもあるように農地の維持保全、ひいては米、大豆といった土地利用型の作目への取り組みに対して、一定規模以上の面積や協業による営農推進が必須の状況であるということをもっと前面に出して、大綱とともに指導していくべきと思いますが、町長の見解をまずはお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 深沢議員のご質問にお答えいたします。

平成19年度から始まる経営所得安定対策等大綱では、議員ご指摘のとおり、これまでの全農家への均一的な施策から担い手を対象に絞り込み、経営全体に着目した対策となっており、これまでの農政を根本から見直す大改革であると認識しております。そのため、町では新たに県や関係機関と構成する集落営農等支援チームを設置し、町内の集落や営農集団を対象として大綱の内容周知の説明会を開催し、十分な理解が得られるように活動しているところです。

その過程において、大綱では担い手農業者を4ヘクタール以上、集落営農組織は20ヘクタール以上の規模でなければならぬ旨を説明しております。その面積が持つ意味について、町としても十二分に参酌し、そして、こうした面積を有効に活用していくためには、米、大豆といった土地利用型作物での取り組みが重要である。さらには、米、大豆というものは国際化に伴う価格の影響を受けやすい作目であるということ十分に認識しながら、農家の方々が規模拡大することによって、あるいは集落営農組織を設立することによって、地域の農業が、さらには自分の農業経営も発展していくということを前面に出して今後説明に回ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君、再質問認めます。

○17番（深沢義一君） 再質問であります。ただいま町長に答弁していただきましたように、大綱の説明だけではなくて、これからどうあるべきかということも説明に回る職員の方々には周知徹底をしていただきたいものと思います。

そうした中で、協業あるいは組織化を進める上で請けたいと思う人、頼みたいと思う人それぞれ

れが口に出したくてもいろいろなしがらみがあり、なかなか前に進まないというのも現状であるやに思います。そうしたことへの対応として意向調査あるいはアンケート調査など、同じようなものなのですが、仲介的な対応も町として必要なのではないかなというふうに思いますが、町長としてはどうでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 集落内におけるそうした利用集積に係るさまざまな課題というのは、ケース・バイ・ケースの部分が多く、一つ一つの案件について町が全面的に仲介というのは難しいものと思いますが、極力大きな課題から町の担当がその道しるべをつけて前に進むような努力はしてまいりたいと思います。そのために来年度から農政課内に集落営農化に向けた一つの専門の担当官を置くことにしておりますので、その担当官の活躍を推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 先ほど前置きの中に明治維新ということをちょっとお話ししたんですが、明治維新の立役者に薩摩と長州を結びつけた坂本竜馬がおります。歴史の中にも、薩摩の西郷も長州の桂 小五郎、後の木戸孝允も結びたい気持ちはあってもどちらからも言い出すことができなかったとあります。そして、それを仲介したのが坂本竜馬であり、手を結ばせて明治維新へと結びついていったわけであります。そのように大それた話をするわけではないんですが、町もその仲介的な役割というのは非常に重要な面も持つのではないかと思います。どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に、面的な対応の一つに、農業大綱の3本柱の一つである農地・水・環境向上対策についての取り組みがあります。農業の持つ多面的機能の維持・増進、あるいは農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していこうということから導入される施策であります。このことについては、集落などを単位として地域住民を初めとする多様な参画による活動に対する支援とあり、あらましには国による支援水準を10アール当たり都府県においては2,200円を交付し、それと同額を地方公共団体、つまりは県と市町村が1,100円ずつ出し合いトータルで4,400円の支援をすると記載されております。まだはつきりしたものではないものといいいながらも、平成18年度、来年度においては全国600地域、当地域においても仙南地区、鶴水集落がその実験事業の対象となっておるところであります。このことについては農業の持つ多面的機能に対する具体的な施策であり、非農家も参加するという点で自然環境に対して地域住民にも関心を持ってもらうという点など、これまでになかった画期的な対策であると思っております。

活動については土地改良区にも結びつく点が多々あり、お隣旧横手市の大部分については改良区が主体となってプロジェクトチームまで立ち上げ、それに対応しようとしておるところであります。ただ、考えてみれば、当町においては全面積となれば約 7,000万円という予算が必要となるわけで、財源未定の国の音頭といった感もあるわけですが、町としてのこの大綱の部分についての対応について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策への取り組みについてですが、19年度から始まる新たな対策として、現在、経営安定対策と同様に集落において説明をさせていただいておりますが、農家の皆様に基本的な内容についてご説明を申し上げているところです。

現段階では、残念ながら事業の詳細につきましては説明を我々も受けておりませんので、具体はわかりませんが、議員ご指摘のとおり、本年度において町内で当該対策のモデル事業に取り組む地区がありますので、その取り組みを支援しながら本対策の実効を見きわめたいというふうに存じます。いずれ本対策の詳細について、国から具体内容の提示があるものと思いますが、関係団体等と連携をとりながら、美郷の実態に即した取り組みを推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上をもって答弁とします。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） ただいまのことにつきましては、大変大きな予算的なこともありますので、再質問は控えさせていただきたいと思っております。

次に、安定した経営に向けての取り組みについて質問をいたします。経営安定に向けての質問は、私のみならず諸先輩議員からも幾度となく行われておりますが、農業大綱との関連から質問をいたします。

農業大綱においては、面に対する施策という感を持つところではありますが、経営の安定という点では米価の下落等収入変動緩和対策として、いわゆる品目横断政策を導入し、安定した経営を目指すとあります。しかしながら、基準となる価格が基準規格五中三、5年の中の3年ということをもっての価格である以上、基準価格は安定したものではなくて、下がることは明らかな状況となるわけであります。そうしたことから、安定的な経営のためには、今さらながら言うまでもなく他に負けない品質を目指した取り組み、そしてその取り組みを反映させた販売といったこと

が必要となるわけであります。まずは、野菜などの生産に対する指標を提示しながら、複合経営に向けた作付誘導を図ることから始め、栽培・生産への技術指導といった支援、あるいは有利販売に結びつける販売支援も必要と思いますが、このことについては12月の定例でも同じような質問をしておりますし、18年度予算説明の中にも美郷の味販売交流促進事業として大田区と首都圏への販売構築を図るとありますが、いま一度作付から生産・販売に対する支援について町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの生産・販売に対するご質問に対する答弁ですが、議員ご指摘のとおり、安定的な農業経営を確立するためには、野菜を初めとしてブランド品目を取り入れた複合経営の確立が肝要であるというふうに認識しております。そのためその栽培の導入に対するさまざまな支援を講じてまいりたいと思います。「あなたと地域の農業夢プラン応援事業」など県単事業への協調・助成や、あるいは「美郷こだわり米元気事業」及び「ブランド品目作付支援事業」などを町独自の施策として推進してまいります。また、産地づくり交付金による出荷額の5%以内を助成するブランド品目出荷助成金の交付もあわせて実施し、複合作目の定着を期してまいります。

そうした作目の技術指導につきましては、引き続き農業マイスターを委嘱し、栽培技術面での不安解消並びに指導を強化してまいりますし、また、一定品質の農産物のロット化を図るということで、付加価値農産物の生産を進めてまいりたいと存じます。そうした農産物につきましては、議員ご指摘のとおり、交流のある他自治体との有利販売に向けた取り組み推進でありますとか、農業団体との連携を図った上での付加価値農産物の流通、そういった部分に農業振興センター等を通じ活動の核を定めながら推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 次に、今町長から答弁をいただいたこととやや似たような形の質問になりますが、農業大綱に沿った形で組織といったようなことを進めていく場合に、担い手が経営の安定を求め新たな分野へ取り組もうとした場合の支援として、18年度においては、特にそういった新しい分野に対しての先進地視察や講習会といったソフト面に対する支援が必要だと思います。そしてまた、19年度からの集落営農と実際に動き出す場合に対してのハウス、加工設備などといったハード面に対するさらなる支援も今から考えていかななくてはならないのかなというふうにも

と思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。特に18年度においての新たに取り組む面に対してのソフト支援、よろしくお願ひしたいと思いますが。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問ですが、集落営農組織において、組織内の労働力の有効活用に向けた作付計画あるいは作目選定がなされた際に、新たな作目に、あるいは新たな人が取り組むということは十分想定されるところです。そのため技術的な指導については農業マイスターの活躍を期すとともに、農業団体や県機関の指導強化をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、栽培施設、ハード施設についての助成については、県や国の制度を活用し引き続き町が協調助成を行い、初期投資の軽減に努めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新規取り組み者あるいは新規作付作目について何が必要かを十二分に考え、関係機関との役割分担の中でその定着推進を期してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） よろしくお願ひしたいと思います。

今後大綱の説明とともに、今伺った町の態勢、集落営農等そうした組織を組んでいく上では、町としてのこういう施策、バックアップがあるんだよというようなことをどんどん前面に出して、集落の安定経営に向けた支援というのがあるということに住民にも周知させていただきたいなと思います。それが冒頭の大綱への対応につながり、つまりは一定規模を目指しながらの安定した経営を目指した動きにつながるものと思います。

最後に町長にもう1点、新規という点ではこれ同じような意味合いがありますが、女性のパワーを引き出すための施策も大変重要なことだと思います。集落営農等組織的な経営体となった場合、さまざまな可能性が出てくるとともに、冬場の収入確保をどうしていくのかという問題点も必ず出てくると思います。女性の参加は施設部門、加工部門、そうしたものに広がり、また、起業、新しい業務を起こしていくというような面にもつながろうかと思ひます。そうした点において女性のための研修、集い、ひいては組織的な活動の設立といったことも必要と思ひますが、そうしたことについての町長の見解を最後に伺ひたいと思ひます。

○議長（伊藤福章君） 町長、自席で結構ですのでお願ひします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてですが、現在の国が進めようとしております経営安定等大綱につきましては、まだその事業の細かいところまでは私どもの方に届いていないの

が現状です。さらに、県の方でも現在県議会が18年度予算、県の事業予算について審議していますが、その内容についても我々のところに詳細が届いていないのが現況であります。

町としては、国・県の施策を想定しながら、そのすき間を埋めるべく町独自の農業施策を構築しているわけですが、国・県の施策が明らかになり、それに町の施策を組み合わせた場合に、出てくる施策としてのすき間の部分があるかないかをいま一度検証し、その施策のすき間があった場合、今後議会の方に新たな施策予算についてお諮りしてまいりたいと思っております。その中にこの女性に対するさまざまな支援策をどう位置づけるかということもその際にあわせて検討したいと存じますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 町内の直売所、道の駅等に行ってみますと、裏のラベルを見ますと女性の名前で出ているものがたくさんあります。非常に頑張っている女性がいっぱいいるというのを感じますが、そうした女性の集う場というのが少ないのではないかなと思うところであります。男女共同参画という観点から、あるいは中村議員の少子化と縁組対策という点においても結びつく面もあろうかと思っております。ぜひそうした女性の集う場ということをやソフト面として考えていただきたいと思っております。

次で最後になりますが、農業大綱に向けた農業委員会の対応についてということで、農業委員会の会長に質問をいたします。

国の施策が一定規模以上の認定農家あるいは組織に限定されようとしておる中、それに伴う受委託、賃貸借も進むことと思われませんが、小作料についての考え方について伺うわけであります。

まず初めに、標準小作料金の設定についてであります。標準小作料についてはこれまで3年程度を改定期間としてきたと思っておりますが、平成10年度からは農業委員会が必要と認めた場合はいつでも改定できるとあります。大幅な価格の変動あるいは国の施策の変革がある中においては細やかな対応も必要と思っておりますが、今後もこうしたスパンでの進め方が望ましいと考えておるのか、まずはお伺いしたいと思っております。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） 深沢委員の質問にお答えをいたします。

標準小作料につきましては、以前の統制小作料を廃止したことに伴いまして、双方の農業経営の安定と地域における適正な小作料の形成を図るために、昭和45年の農地法改正によりまして翌

46年から標準小作料が設定されまして、現在に至っているということでございます。

ご質問の標準小作料は、認定後3年程度経過したとき、または生産費、農作物の価格等の設定の基準となる重要事項に著しく変動を生じた場合に改定を行うということになっております。したがって、基本的には3年経過後の改定となろうかと思えますけれども、前に言ったとおり、いろいろ基本となるべき諸問題が発生した場合には改定を行うということでございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） ただいまの答弁の中に、3年ということがこれからも続くのかなというようにちょっと私感を受けたんですが、まずは、例えば3万円のときに1,000円下がるのであれば余り大した、例えば3%ということになります。今1万二、三万円程度の中で1,000円下がるということは、七、八%という大幅な下落になると思います。そういうことにおいては、必ずしも3年ということではなくて、やはり場合によっては毎年ということになってもこれはいたし方ないのではないかなと私は思います。ことしたしか改定の年だと思えます。ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

次にもう1点、出し手、請け手、どちらにとっても厳しい状況の中で、その料金改定のもととなる考え方について伺いたいと思えます。

今現在、旧3町村とも上田については2万9,000円となっておりますわけですが、請け手にとっては経費の中に占める割合が3割近くになってしまうことや、現米価に対しては2俵以上というかなり厳しいものとなっておりますと思うところであります。近隣地、私にとって隣接といえは横手市ということになってしまうわけなんです。こちらでは今現在2万5,000円を下回っておりますというような状況であります。先ほど申したように、具体的な数値はこれから設定されるわけですが、その設定についての考え方についていま一度お聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、自席で結構です。

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） この料金の根底についてということは、平成6年3月15日付で構造改善局農政部の農政課長通知におきまして、算定基本として算定方式及び算定業務のための手引が示されております。これをもとにして試算しておりますが、何せ離作、入り作の関係から近隣市町村の整合性をとっていかねばならず、県の指導並びに助言を受けまして適切な標準小作料の設定に努めてまいりたいというふうに思っております。したがって、その農地についても自然的条件及び利用上の条件に応じて必要な区分を行いまして、その区分ごとに標準小作料

金を決めていこうというふうに思っております。

農業委員会としては、美郷町の小作料協議会の設定基準に基づきまして農地の受け入れ、そして出し手、請け手それぞれ受けまして、もう一つ学識経験者を踏まえて、農地集積のために生産コストを下げ農家経営の安定に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番。

○17番（深沢義一君） わかりました。でき得れば出し手、請け手どちらもなるほどと納得できるような数値に落ちつければ一番いいのかなと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

農業委員会においては、大綱の実施とあわせ活動も活発化すると思ひますが、共通の認識を持って農政発展のためひとつ頑張っていただきたく思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時38分）